## 1. 議事日程

〔平成24年第2回安芸高田市議会6月定例会第2日目〕

平成24年 6月14日 午前10時開会 於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	熊	高	昌	三	2番	前	重	昌	敬
3番	石	飛	慶	久	4番	児	玉	史	則
5番	大	下	正	幸	6番	水	戸	眞	悟
7番	先	JII	和	幸	8番	Щ	根	温	子
9番	宍	戸	邦	夫	10番	Щ	本		優
11番	前	JII	正	昭	12番	秋	田	雅	朝
13番	赤	JII	三	郎	14番	青	原	敏	治
15番	金	行	哲	昭	16番	入	本	和	男
17番	今	村	義	照	18番	亀	尚		等
19番	塚	本		近	20番	藤	井	昌	之

- 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4. 会議録署名議員

7番 先 川 和 幸 8番 山 根 温 子

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市 長 浜 田 一 義 副 市 長 藤川幸典 教 育 長 永 井 初 男 総 務 部 長 沖 野 文 雄 企画振興部長 竹 本 峰 昭 市民部長 新川昭夫 武岡隆文 福祉保健部長兼福祉事務所長 產業振興部長 清水 勝 産業振興部特命担当部長 小 田 忠 建設部長兼公営企業部長 河 野 正 治 教育次長 久 保 高 沖 野 和 明 消防 長 憲 会計管理者 八千代支所長 叶丸一雅 森 川 薫 高 本 修 高 宮 支 所 長 藤 井 静 美土里支所長 雄 甲田支所長 益 田 茂 樹 向 原 支 所 長 岡 﨑 賢 志 総務課長 杉安明彦 行政経営課長 西岡保典政策企画課長 山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(5名)

 事務局長外輪勇三事務局次長山中章

 係長森岡雅昭専門員藤堂洋介

 主 任宗近弘美

~~~~~

## 午前10時00分 開議

○藤井議長 それでは定刻になりました。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

外輪事務局長。

○外輪事務局長 諸般の報告をいたします。

1点、市長より安芸高田市土地開発公社の経営状況についての報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。

以上で報告を終わります。

○藤 井 議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○藤 井 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番 先川和幸君、及び8番 山根温子さんを指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○藤 井 議 長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員あたり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようにお願いをいたします

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

8番 山根温子さん。

〇山 根 議 員 8番、無所属、山根温子でございます。

浜田市長におかれましては、このたび市長として2期目に望まれました。少子高齢化が進む中、また合併特例加算が平成26年度より段階的に削減されていく大変厳しい状況をトップとしての重責を担われる覚悟に敬意を表します。私も議会の一員として二元代表制のもと、しっかりと議員としての責務を果たしてまいりたいと存じます。

さて、通告に基づきまして、大枠2点について質問いたします。まず1点目は、このたび、安芸高田市の市長として2期目を歩み出された浜田市長に我がまち安芸高田市のまちづくりをどのように進めていかれるおつもりなのかを、昨年地方自治法で削除となりました基本構想、総合計画策定の観点から質問をいたします。

この総合計画とは、1969年の地方自治法の改正によって、その第2条

第4項において、市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないと定められたものです。ゆえに、自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる最上位の計画であり、基本構想、基本計画、実施計画の三層からなるものです。

安芸高田市の総合計画も基本構想、基本計画、実施計画から構成され ております。現在の基本構想は、本市の将来像とその実現に向けた施策 の基本方向を明らかにしたものです。基本計画は基本構想に基づいてま ちづくりを進めていくための各行政分野ごとの施策の方針と具体的施策 を体系的に明らかにしたものです。また、実施計画は基本計画に示した 施策を計画的かつ効率的に実施するためのもので、財政的に裏づけを持 たせた具体的な事業を示しており、毎年、ローリングとしております。 これまでこの総合計画については先ほども述べましたように、地方自治 法第2条第4項において市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想、 ピラミッドで言えば一番上の部分です。総合計画は三層構想ですので、 一番上の層、基本中の基本でありますが、この基本構想については議会 の議決を経て定めることが義務づけされておりました。しかし、国の地 域主権改革のもと、昨年の平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正す る法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。とい うことは、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断にゆだ ねられることとなったということです。では、具体的にはどうなるのか。 私なりにあたってみました。自治体の選択肢としては、次の3つになる のではないかと言われております。

まず1つ目、総合計画の策定をやめてしまう。そして2つ目、策定の根拠、議決の根拠が法的になくなり執行部が任意の計画として策定する。 3つ目、策定の根拠、議決の根拠を条例でうたい、これに基づき策定する。

現在の安芸高田市の総合計画は、合併時の高田郡6町合併協議会により、平成15年5月に策定された新市建設計画の理念と施策方針を踏まえ、合併後の安芸高田市のまちづくりの方向と施策の展開方向を明らかにし、住民と行政のまちづくりの指針として策定されております。計画の期間は10年間。平成17年度を初年度とし、平成26年度2014年を目標年次としております。この計画期間が終わったらどうなるのでしょうか。平成27年度以降、少子高齢化、人口減少、合併特例加算削減の真っただ中にある安芸高田市にとって、指針とする新たな総合計画の策定について、どのようにお考えなのかを浜田市長にお伺いいたします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの山根議員の御質問にお答えいたします。 安芸高田市誕生後、初めて策定をされました安芸高田市総合計画は、 平成17年を初年度とし、平成26年度までの10年間を計画期間としております。総合計画の基本計画につきましては、平成22年度に後期の5年間について見直しを行ったところであります。主導的・重点的に取り組むべき「施策展開の考え方や方向」をリーディングプランに示した「後期基本計画」を策定したところでございます。

平成23年5月に公布されました「地方自治法の一部を改正する法律」により、総合的、計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、議会の議決を得るよう義務づけられていた「市町村基本構想の策定義務」は、先ほど議員御指摘のように、撤廃をされました。しかし、「ビジョン」は物事を達成するために不可欠な経営ツールであると私も考えています。

今後、新たな基本計画を策定することについては、これから内部でしっかりと議論を重ねて検討していきたいと考えております。ポイントは、「どのような目的」で「どのようなビジョン」を「どのようにつくるか」ということだと思います。策定するのであれば、形式的なものではなく、より実質的な現況の社会状況を踏まえたものとしていくことが不可欠であると考えています。御理解をお願いしたいと思います。

○藤 井 議 長

以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山 根 議 員

市長の御答弁によりますと、ビジョンは目的達成のために不可欠であると。内部でこれから検討するということであります。ということは、総合計画については、その必要性も考えられているということであると受けとめます。

先ほどの選択肢を3つほどあげましたけれども、その中に当てはめていきますと、2番か3番。策定の根拠、議決の根拠がなくなったけれども、執行部が任意の計画として策定するか、3番目の条例でうたい、これに基づき策定するかというところになるかと思います。しかし、2番目の執行部による任意の計画の策定。これは任意の計画でございます。市長も言われておりました。策定するのであれば、実質的な社会状況をしっかりと把握しろと言われておりました。任意の計画では行政や市民の一部によって策定されたものではなくて、本当に市長も言われておりますように市民全体の総意、そして社会状況のしっかりとした把握のもとに策定される必要があります。

では、他の自治体ではどのように考えているのか、あるいは対応しているのかを見てみますと、基本構想の策定に関する条例を制定しているもの。また、自治基本条例において、自治基本条例とは自治体の憲法とも言われている条例でありますけれども、総合計画の策定、さらには基本構想のほか、基本計画についても議会の議決の対象とするもの。そして総合計画策定における市民参加の機会の充実をうたった自治基本条例が多くみられます。また、議会のほうを見ますと、議会基本条例において総合計画の策定を議会の議決事件とするもの。議決事件の追加として基本計画など重要な計画を議会の議決の対象としているものなどが多く

見受けられます。このように地方自治法の改正に対応する自治体や議会も既に出てきております。

一方、ではこの現在の安芸高田市ではどういう状況なのか。基本構想の策定に関する条例は制定されておりません。また、総合計画の策定を位置づけた自治基本条例もありません。また議会のほうを見ますと、議会の議決が必要なものは、地方自治法第96条2項において、議会において議決すべきものを定めることができるとされておりますが、現在、安芸高田市議会は議決事件の追加はしておりません。また、総合計画の策定をあげた議会基本条例もまだございません。こういう状況を見ますと、安芸高田市は市の新たな方向性を定めていく一歩をこれから踏み出していく段階と言えるのではないかと思います。

このたび、広報あきたかた5月号で、市長は市民の皆様と同じ目線で 行政を行っていきたいとおっしゃっておられます。市政を理解し市政に 対して御意見をいただければ、御要望に応えられるようしっかりと対応 します。みんなで力を合わせて、より住みよい安芸高田市をつくってい きましょうとおっしゃっております。

ここで市長にお尋ねいたします。総合計画を策定するという方針であるならば、お考えがあるならば、これが市長が言われる、みんなで力を合わせてより住みよい安芸高田市をつくっていきましょうということを具現化する絶好の機会となるのではないかと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

今まで手法的に基本構想の策定を義務づけられたということが廃止されましたけど、これがどうこう言うんじゃなしに、我々ビジョンとしてまちをつくるためには大きな指針は大事なので、しっかりとしたものをこれからつくっていきたいと。先ほど申し上げたように、これから検討すると申し上げたんですけど、市民の方々の御意見をどういうふうに吸い上げていくかというのが大きな課題でございます。一般的なやり方で言えば、検討委員会とかつくって市民の方にいろいろ議論してもらって方向性を出していくという方法がありますけど、議会の介入はどういうふうにするかというのはちょっと大事な課題なので慎重に考えていきたいと。いずれにしても、これは大事な問題なのでしっかり市民の意見が反映できるようなシステムにしていきたいと思います。どっちにいたしましても、前の26年度が10年目にございますので、そこで自然消滅いたしますので、それ以降についてはそういうことをちゃんと踏まえた上の計画にしていきたいと。10年を目途にしていきたいと思っています。

今まで私もいろんな、いまの長期計画に書いてないようなこと、多文 化共生とか新交通システムとかをやったんですけれども、読めるんじゃ ないかという方向で、基本計画に沿っとるというような形でこれをやら せてもらってますけど、今度は堂々と安芸高田市の実態を踏まえたこと にしていきたいと思っています。よそがやってるかどうかじゃなしに、安芸高田市独自でもちゃんとしたビジョン、現在の大震災とかTPPとか、そういう社会状況も考慮しながらこの基本計画をみんなで議論していきたいと。執行部のみならず議会、または市民の方々に多くの参画をしてもらいたいと思いますので、御理解してもらいたいと。今ここで、いつからつくるということを申し上げても、また失礼になっちゃ申しわけないので、これを早い時期に、少なくとも26年度には間に合うようにしっかりと議論したいということでございます。御理解をしてください。つくらんということじゃございません。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

〇山 根 議 員 つくらんということじゃありませんと言われましたが、つくる必要性 はしっかりと受けとめられているので、この検討後にはビジョンを計画 として、文言として出されるというふうに私は受けとめてお話させてい

ただいております。

市長申されましたけど、皆さんの意見を、市民の意見をどのように吸 い上げるかが大きな課題だと。現在、動いております総合計画は新市建 設計画が元になっております。この新市建設計画に当たりましては、ア ンケート調査が実施されております。これは住民の意識、意向を把握し、 計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を平成14年7月に高田 郡6町の全世帯から18歳以上を無作為に抽出した計1万3,023人を対象に 行われております。有効回収率57.9%、7,535人の方が回答を寄せられ ております。その中では、14個の問いがございました。最後の問いは、 合併後に期待されるまちの姿についてでした。期待するまちの姿は、1 番目、これ約6割の方がこれを選ばれてます。保健、医療、福祉が充実 した安心して住めるまち。次いでは、3割ぐらいの方ですけれども、こ れ複数回答が可能なので重複されてる方もいらっしゃいます。企業誘致 や産業振興による若者の働く場が確保されたまち。そして同じぐらいの 割合で、交通の便や道路事情のよい利便性の高いまちでした。このよう なアンケート調査はもちろんのこと、市民と力を合わせて未来の安芸高 田市の将来像をいかにつくっていくかについては、先ほど申し上げまし た他の自治体の例を挙げれば、自治基本条例の策定やあるいは議会の例 では、これは議会の問題ですけれども、議会基本条例の策定などによる ことも考えられると思います。条例については、市長は先ほどはっきり と申されませんでしたが、今の市長がいる間はこれでいけるというもの ではなくて、今度将来長期にわたって市長も議員も任期は4年です。そ れ以上にわたって市の将来をしっかりとしたものにしなければならない

市長にお伺いいたします。このような条例の策定については、どのように受けとめられておりますでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

責任があると思います。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

貴重な御意見、ありがとうございます。策定にあたっての市民の意見をもう一回アンケート等で聞くということは大きな課題でございます。もう一回、これしっかり聞いて安芸高田市の市民の方々、どういう方向性がいいのかと。それを100%というわけにはいきませんけど、できるだけ反映してあげたいと思います。

それから、我々も今やってる行政が、非常に、例えば市民総へルパー構想とか光ファイバーとか、それから今の新交通システムとか、これみな、さっき申されたように市民の方が望んでることなので、こういうことが、自主防災とかね、こういうことができやすいような基本条例にしていかないけんと思いますけど、具体的に決まった段階で条例化は考えていきたいと。仕上げとすれば、思っています。今から条例をつくる、条例が先走りして、専門家で条例をつくってからこの条例におうとらんじゃないか、おうとるじゃという議論は余りしたくないんで、よく議論をした上で前向きな議論をしていきたいと。この条例であなたたち守ってるんですかというんじゃなしに、安芸高田市としてみんなで考えたらこうと。議会の方々もそういう意味ではそういうことに参画してもらわないけんと思いますけど、市民のことを十分に聞きながら、新しい計画をしていきたいと思います。前回、基本計画だからというんじゃなしに、新しい観点に立った、またいい計画をつくっていきたいと。市民のためのということで御理解してもらいたいと。

最終的に、おっしゃるように行政を定例化していこうと思ったら、条例策定が1つの手法だと思います。まず、アンケートとか検討委員会とか、現況の検討委員会どうかというのはあるんですね。女性会の代表さんがおったら意見が出るかと言いましたら、今まで安芸高田の検討委員会出たら1人も物言わん、手だけたたいて終わりというのが多いので、皆さんが意見を言えるような検討委員会をして意見を吸い上げていきたいと思いますので、御理解をしてください。貴重な御意見、ありがとうございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山 根 議 員

仕上げとして条例化を考えてもいいというふうに受けとめました。条例ありきではなく中身をしっかりと。これは現在、議会も議会基本条例というものについて協議しておりますけれども、条例ありきではなく、しっかりと中身を実のあるものにしてという考え方でございます。それについては市長も同じ御意見だと思います。

また、新しい観点に立った計画をと言われております。それについては、これからお話をしていこうと思いますけど、先ほども市長の答弁で少し気になったことがございます。検討委員会、女性会の代表の方、女性ですね。出られて、何も言われなく手を挙げてしゃんしゃんとする。これは偏見ではないかと。私も審議会等、出させていただいたことあり

ますけど、しっかりと意見は言っております。それは個人的な問題でございまして、男性の審議会の委員さんでも手を挙げられてない方もいらっしゃいますし、私、何人も見ておりますが、男性、女性にかかわらず、しっかりと考えて意見を言われる方はいらっしゃいますので、そこのところは偏見なく考えてお心に持っていていただきたいと思います。

では、先ほど申しました新しい観点に立った計画というところで、総合計画の中身についてどのような計画をつくっていくかということに触れたいと思います。

これまでの総合計画はどこの自治体もよく似た金太郎あめのようであり、総花的であるとも言われております。このことについて海外ではありますが、アメリカのシアトル市の状況を参考にお話ししたいと思います。

先月、政務調査費によって I C T 情報通信技術の活用についての研修 を名古屋でいたしました。講師は東海大学政治経済学部政治学科准教授 の小林隆氏。神奈川県これは大和市か、ちょっと記憶が定かではないの ですが、職員であられまして、まちづくりを実践された経験もおありで す。議会や行政のウエブサイトの課題など、事例をもとにわかりやすく 解説されました。市の職員としてまちづくりにかかわった経験も持たれ ており、本市の高宮町の川根にも来られたとのこと。振興会長のお名前 も覚えていらっしゃいました。講義は、この情報通信技術からまちづく りに関した「選択と集中」、「市民との協働」という点にまで及びまし た。計画による対話と計画を基にした主体選択。また、シアトル市のマ ッチングファンドによる課題解決。人口減少から40年かかったけれども、 住民が主体的に地域の課題解決に取り組むための基金、ネイバーフッド マッチングファンド、これ訳すのは難しいんですけれども、近隣の調和 的な基金というものが創設されたそうです。現在のシアトル市では行政 は本当に必要なことのみを行い、それは箇条書きで書かれている。その ほかのことで市民が必要と求めることは、市民が計画を立案し、税金で やるかやらないかは議会が選択する。このとき選択されなかった計画は、 このネイバーフットマッチングファンド、基金で、しかし補助金を受け る場合は、それと同額の労力提供を行うこととしております。100万円 もらったら100万円分の労力を住民が出して200万円の事業となる。一例 としては、荒れた広場をおじさんがきれいにするからブロアを買ってく れと。その分おじさんは自分の労働を提供するわけですが、この活動を 表彰いたしましたら、このようなことをする方がたくさん出てきたと言 われておりました。

昨年3月に策定されました後期基本計画の第2章第3節なんですけれど も、この16ページに当たりますけれども、市民と行政の役割において役 割分担の考え方をイラスト入りであらわされております。自助・互助・ 共助・公助とありましたが、このシアトル市の話を聞いて市長の目指さ れるものに近いのではないかと思いました。しかし、この後期基本計画、 計画も対話しないと皆さんの中に入っていきません。この紙でホームページでもアップされておりますけれども、これをいかに市民の皆様に理解をしていただくかということが大きな課題になると思います。日本ではまだシアトル市のようなここまでされている自治体は私は思い浮かばないというか、勉強不足で存じ上げないのですが、これからの行政の形の一つではないかと感じております。市長いかがでしょう。市長は言っておられます。しっかりと市民の皆さんと力を合わせて、より住みよい安芸高田市をつくっていきましょうと。再度言うようですけど、次の総合計画を策定されるとすれば、このステップですね。大変重要なものでありチャンスであると私は考えております。市長はいかがお考えでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 貴重な御意見だと思います。今後検討するためには、今まで検討しな かったそういう点をしっかり検討していかないけんと。

> 例えば、先ほどシアトル市の例が日本の風土に合うかというのはまた 別の問題で、うち、補助金がいっぱいあってこの補助金は前からやっと るんじゃけえやってくれとか、行政負担とかいうのはようけございます ので、その辺の整理も非常に日本と風土異なったこともございます。

> いずれにしても自助と共助をしっかり市民の方に納得いく形で認めて もらうということが、この次の計画には大事だと思います。そのことに よって行政の削減につながっていくんじゃないかと私は思います。ただ、 そのことによって具体的には国保のように財政効果がございますように 示したらまたいいんでしょうけど、このことによって税制が安くなりま すよとかいいんですけれども、こういう小さい末端な地方行政ではそこ までこの税制の、我々の自主財源は3割自治ですから、7割以上にかかっ た事例でこういうことができるかどうかというのがまたあるので、こう いう気持ちはですね、そういうように思っていきたいと思います。自助 とか共助とか、それから日本のTPPなんかによる農業の体質をどうい うふうに高めていくかということは大きな課題だと思いますので、しっ かり考えていきたいと思っております。外国の例は参考にしながら、そ のとおり採用できるかどうかわかりませんけど、やっぱり先進地のいい 例はちゃんと見習いながらやっぱり参考にできるものはしていきたいと かように思ってます。基本はやっぱり自助・共助の世界だと思います。 いかに市民の方々に協力してもらえるかということが大きなこれからの 自治の方向性になっていくんじゃないかと思っております。そのために はみんなが行政の中身をわかってもらうということなんで、この行政方 法につきましてはこのたびの光ファイバーでもやりますけど、市が一丸 となって市民の方に説明していこうじゃないかと。まずは職員からどう いうことをやってるんだということをしっかり把握しながら市民の方々 に啓発していこうと。この点がこの安芸高田市に一番抜けとった点だと

思いますので、私も含めてしっかりメッセンジャーになっていきたいと 思います。こういうことが大事だと思ってます。これが大きな計画につ ながると思いますので、よろしく御理解してもらいたいと思います。ほ んとしっかりとそういう大きな多方面から考えていい計画にしていきた いと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山 根 議 員

市民の意見をどのように吸い上げるか、また市が持っている計画をいかに市民に理解していただいて、その中でいいものにしていくか、しっかりと計画と対話の重要性を持たれていると思いますので、これからの事業を進めるにあたって対話を重視していただきたいと思います。

また、安芸高田市には地域振興会というものがございます。共助にするにいたりましても、シアトル市もそうですけれども、何を求めてらっしゃるか。個人ではなかなか難しいことを振興会等まとめることによって意見が出やすくなって、そして言ってみようか、また市の対応に期待しようかという声もあがりやすくなると思います。今までつくってこられた組織をしっかりとどのように動かしていくかというところも。またシアトル市ではプランナーがいろんな組織に入って、そのプランの企画段階へ協力をされております。そのようなことで力を地域、市民の力をもっと引き出してあげるということも必要ではないかと思います。しっかりとこれからいろんな事業がまだまだ進んでおりますけれども、その中で市民との対話の上での計画を策定されることを期待いたします。

次に、2点目の小学校の適正配置について御質問いたします。これまで私は平成21年9月に地域の教育力と学校の統廃合について、次には、平成23年9月に通学区域の改正による小規模特任校について、そして12月には合意に向けた情報公開について一般質問をしてまいりました。前教育長は、私がどのような質問をしようとも教育委員会としての方向性、また教育長としての態度、そして学校規模適正化委員会の答申があるとしてしっかりと主張されておりました。このたび新たに教育長に就任されました永井教育長に小学校の適正配置についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 教育長を拝命しまして初めての答弁をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。それでは、ただいまの山根議員の御質問にお答えをいたします。

昨今の急激な少子化により、市内の小中学校におきましては、児童生徒数が大きく減少し、学校の小規模化が進んでおります。特に小学校におきましては小規模化が進み、今年度は、複式学級のある小学校が市内で3校になり、平成28年度には、複式学級が市内13校のうち5校になるとの予測が出ております。

こうした状況に対応するため、教育委員会では、平成21年度に「安芸高田市学校規模適正化委員会」を設置いただき、本市の目指す教育を見据えて、より教育効果を高め、人間関係能力を養う教育環境としての学校規模のあり方について検討をいただいたところでございます。その委員会に、保護者代表や地域の代表者、学識経験者などとともに、学校関係者としまして、小学校・中学校の校長会代表が委員として参加しておりました。私は代表委員ではありませんでしたが、当時、吉田小学校校長の職にあり、検討された経過は承知をいたしております。

平成22年度には、この検討委員会からの答申をもとに、「安芸高田市学校規模適正化推進計画」が策定されておりますが、この計画は、よりよい教育環境を提供する責務のある、教育委員会教育長といたしましては、先ほども申しましたが、急激な少子化による学校の小規模化に対応し、次代を担う子どもたちが、豊かな人間性や社会性をはぐくむよりよい教育環境を提供できる計画が策定されているものと考えているところでございます。御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山 根 議 員 よりよい教育環境を目指しているということです。

では、次に、近年学校再編や学校規模適正化を図る際、公立学校でも 注目されている小学校と中学校の9年間を一貫して、あるいは連携させ る小・中連携について、安芸高田市における現状と効果について教育長 にお尋ねいたします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 山根議員の御質問にお答えいたします。

現在、安芸高田市の義務教育、小・中学校におきましては、旧町単位と申しますか、中学校区単位で小中連携に取り組んでいるところでございます。まず、その小中連携によります大きな成果としましては、議員も御承知いただいていると思いますが、とりわけ中学校におきまして大きな成果が出ておりまして、生徒の学校生活とりわけ生徒指導上の課題でありますとか、学力の向上ということにその成果があらわれているというふうに把握をしているところでございます。

小中連携の一番いいところは、いわゆる義務教育6・3制、9年間を見通した中学校の出口での「目指す子ども像」というものが小学校・中学校が共通の目標として整理でき、そのことによって小・中学校の教職員が必要な連携をとり、その中で小学生・中学生が合同の行事でありますとかを取り組む中で、より効率的な成果というものが出てるというふうに思います。小中連携に取り組む以前の状況と言いますと、やはり私も経験があるわけですが、みずからの学校種に対する帰属意識というものがややもすると強過ぎて、例えば、児童・生徒の状況としてよくない面が出てきたあたり、いや小学校のときはよかったのにとか、中学校から

見ますと小学校のときにもっとこういうことをしてくれておけばという ふうな自分の校種以外のところに目をやるというような状況があったと 思いますが、こんにちにおきましては、小中連携の成果としてそういう ことが排除され、非常に小・中学校の教職員間の関係も良好な中で、先 ほど申しておりますような成果が出てるというふうに考えておるところ でございます。

一方、課題としましては、どうしても小中連携に取り組むということになりますと、教職員間での打ち合わせの時間でありますとか、あるいは具体的にこんにちの教育課程にない活動というようなものを新たに取り組んでいくわけですから、時間の捻出というようなものが課題になってこようかというふうに考えておるところでございます。

現在は、そのあたりを地域、保護者の教育はもとよりでございますが、 多くは教職員の熱意によってカバーされているという部分も少なからず あるというふうに考えております。今後もさらに小中連携を充実させて 子どもたちの成長につなげていくためには教職員の負担軽減をどのよう に図っていくかということにつきましても今後さらに検討を深めていき たいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○藤 井 議 長

以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山 根 議 員

成果は、生徒指導上、学校生活における学力の向上と生徒指導上の問題がなくなってきているというところだと思います。また課題としては職員の負担軽減、打ち合わせとか時間の捻出が難しいというところを言われております。

ここで私が小中連携について質問に上げましたのは、平成22年4月に 学校規模適正化委員会が答申を出された「安芸高田市の学校規模」にお いて、安芸高田市の学校教育における課題として本市の中学校において 小学校と比較すると不登校生徒が多く発生する傾向が見られ、学校や適 応指導教室などの取り組みの成果によって年ごとに減少傾向にあるもの の継続して解決するべき重要課題としておられるからです。この後の文 章では、この課題解決には小・中学校の連携、義務教育9年間で連続し たきめ細やかな指導に取り組む学校体制の確立が必要であるとされてお ります。しかし文章を読み進めますと、地域と連携した教育、協働して 子どもたちを育てる教育の具体的な実施が重要な取り組みの方向性であ ると言われながら、その文章の最後では、「人間関係の範囲が狭い小規 模校への具体的な対応が求められている」で終わっております。不登校 生徒の発生を重要課題とされながら、最後は小学校の複式学級解消とい うことを進めると言われているとしか私には受けとめられない文章の展 開なんですね。いろいろと私なりに調べてみました。この不登校も含め て「中1ギャップ」、中学入学後の環境変化による人間関係などのつま ずきのことを言いますけれども、この中1ギャップの解消には、小中連 携あるいは小・中の一貫教育が効果があるように言われているのを知り

ました。

本市でも、先ほど教育長言われましたように、中学校区単位で小中連 携をされている。職員の熱意でその小中連携、中学校区広いので小学校 も点在しております。大変打ち合わせ、また時間の捻出に苦労されてい るとのことでしたが、この小・中一貫教育、小学校がばらばらに少し散 らばっていてもしっかりとした連携を進めたり、建物を施設として一体 型をされたり、という形を進められているところあります。全国に先駆 けて市内全域で小中一貫教育を導入している自治体が広島県にあります。 広島県府中市です。私の生まれ故郷なんですけれども、小・中一貫教育 を試しに始めた。試行を開始した平成16年度を境に、不登校児童生徒数 は年々減少しているそうです。ホームページにも載っておりまして、こ ういうものでかなりしっかりと広報をされております。府中市では小・ 中一貫教育を中学校区の立地環境を生かした3つの形態で一体型、これ は小中1つ施設でやってるんですけれども新しく建てられております。 私がいた時にはなかったですけれども、JTが、日本たばこが出て行っ た後を学校にしております。この一体型。また併用型、隣接する小・中 学校を一貫教育の場としたものですね。そして連携型。これは安芸高田 市のように小学校が少し離れたところにあるものです。そういう形で3 形態で行っております。小学校と中学校が同じ敷地内にある一体型は無 理でも、隣接する併用型に近い環境がつくれる可能性があれば、その可 能性にかけてみたいと思うのは人情ではないでしょうか。

そこで市長にお尋ねいたします。現在、教育委員会があげている配置 先、統合先ですね。市の持つ教育設備環境の中での安芸高田市の持つ教 育委員会の教育設備環境の中での適正配置であろうと受けとめておりま す。市内にある教育設備をすべて活用した中での、これ県が持っていよ うと市が持っていようとですね。市内にある教育設備をすべて活用した 中での配置を検討する可能性、旧県立高校を活用した教育環境整備の可 能性はありますでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

これからの教育という、この安芸高田市の将来には大きな大事なことでございます。先ほど長期計画の話が出ましたけど、教育をいかにレベルアップしていくかというのはまちづくりの基本、少子化対策にもなりかねないぐらい重要な問題なので、今おっしゃるように小中一貫というのはしっかりこれから考えていかんと。

実は、教育長さんに私、教育長をお願いするときに、この課題はありますよと提言はしたんです。検討しましょうと。今まで県の教育委員会のほうはそういうことなしで学校統合があったんですけど、安芸高田市とすればこういうこともあると。私はもっと高校もあると思ってるんですよ。その可能性がやっぱり安芸高田市にとっていい方向ならその方向を探っていきたいと思っております。これに今度の光ファイバーの話が

ございますけど、光というものが教育にうまく使えていくんじゃないかと今思っています。全国的にもこういうような風潮がございますので、全国に先駆けてこういうことを思いきっていきたいと。ただ、やるとかやらんとかじゃなしに、検討して効果がどのぐらいになるんじゃろうかということを今調べていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。今ここで私がこういうふうにやりますとかやらんとかじゃなしに、これをちゃんと効果がどうじゃろうかとか。

学習補助員についても、これ安芸高田市独自の加配ですけど、これは教育長のほうから何とか学習成果が上がっとると報告来てます。こういう一貫しても加配がうち安芸高田市独自にあって効果がある分野が出てくるんなら、これは取り組んでみたいと思います。ただ費用対効果との話なので、これ慎重にしていかないと市民の方とか、また議会の皆様方も御理解をしてもらえないので、まだこれは勉強期間だと思ってもらいたいと。こういう検討はしていくんだということで御理解をしてもらいたいと思います。大切なことと思っています。

府中もこの間市長さんと話をしたら、成果というのはしっかりまだ出てないですけど、どのような方向かというのも、またよそもやっておられますので、またこれから成果が出てくると思います。いい方向であれば県教委のほうにも腰を上げてからそういう方向はどうかということになりますけど、こういうことをこまい市町も考える時期が来ていると思っております。御理解してもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

山根温子さん。

○山 根 議 員

検討していくという市長のお言葉でした。先ほど、地元にある、これ は高宮町の高宮高校の話ですけれども、旧高宮高校の話ですけれども、 その施設、教育施設として建てられたものについて使いたいというのが 人情だと言いましたけれども、私の思いであり、また地域の中にもそう いう思いを持たれている方がいらっしゃいます。ですが、これは県の持 ち物であり、また私の耳に入ってくる中では農業施設としての利用を企 画されている方もいらっしゃるとか、いろんなオファーが県のほうにも 入っているような状況を聞いております。ただ、その中で規模適正化を 進められるにあたっては、ただ統合するだけではなく、その統合した後、 進めたことが地域の活性化になり、また地域の魅力になるものであるべ きだと思います。そのための事業の進行であれば、また地域も理解を示 しますし、本当に力になると思います。先ほども市長が言われておりま したように、その地域地域にとって魅力ある学校づくりをしていただけ れば、地域を活性化させ、さらには子育て世代の定住を図ることもでき ると思います。既に規模適正化、小学校の部分で進んでおりますけれど も、他の自治体では小中一貫という形で考えられている自治体が多くあ ります。また、教育長も言われておりました教職員の負担軽減、また小 中連携のしっかりとした効果を出すためにもいろんな角度から見て検討

いただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○藤 井 議 長 以上で山根温子さんの質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩といたします。

~~~~~~

午前10時53分 休憩 午前11時10分 再開

~~~~~()~~~~~~

○藤 井 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

〇宍 戸 議 員 9番、宍戸邦夫でございます。今回、障害のある人の就労支援体制の 充実について市長にお伺いいたします。

24年度の施政方針の中に、24年4月から障害者自立支援法等の改正に伴う県からの権限移譲に適切に対応すると。その中で、広島県身体障害者福祉大会が安芸高田市で開催されるというふうになっております。一人一人が相互に人格と個性を尊重し合える市、支え合う共生社会の実現に向けた機運醸成を図りますとあります。まさに障害のある人の自立というのは、仕事は最も重要な課題であろうとこういうふうに思います。なかなか厳しい社会情勢にある中ではありますが、やはり共生社会を実現するために行政としての責務も法的にも課せられている状況にあります。これは障がい者の雇用の促進等に関する法律第6条、国及び地方公共団体の責務というふうにも書いてあります。この法律があるないにかかわらず、安芸高田市として障害を持っておられる方の就労支援というのは必要だろうと思います。

まず、1項目について民間事業所の雇用状況は現在どのような傾向か、 お伺いいたします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

〇浜 田 市 長 ただいまの宍戸議員の御質問にお答えいたします。障害のある人の就 労支援についての御質問でございます。

まず、民間事業所の雇用状況は現在どのような傾向にあるかとのことでございます。広島労働局が、昨年11月に公表いたしました平成23年6月1日現在における、「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、1人以上の障害者の雇用を義務づけている従業員56人以上の民間企業に雇用されている障害者の数は7,550人で、前年に比べて555人増加し、8年連続して前年を上回って推移している状況にあります。

また、雇用されている障がい者の内訳につきましては、身体障がい者が5,252人で最も多く、続いて知的障がい者が1,879人、最も少ないのが精神障害者の419人となっております。いずれにおきましても、その雇用は前年を上回って推移しておるのが現状でございます。

本市の状況につきましては、安芸高田市障害者福祉計画に掲載してお

ります、平成20年度のデータとなりますが、障害者の雇用が義務づけら れております企業は23社で、うち、法定雇用率達成企業は12社、雇用人 員は250名となっております。

御承知いただいてますように、本市には、西日本屈指の障害者施設が 集積する清風会がございます。ここでは、障害者の就労支援施設として、 清風会吉田工場をはじめ、清風会みつや工場、清風会サンライフ、清風 会ワークセンターなどがあり、本市はもとより市外からも多くの障がい 者の方が就労されておられます。この清風会の就労支援施設の存在によ り、本市における雇用障がい者の人数が大きくなっているものと推察し ておるところでございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 宍戸邦夫君。

○宍 戸 議 員 民間事業所の雇用状況っていうのは右肩で上がっているというふうな 答弁でもございましたが、なかなか結構だというふうに思います。しか し、安芸高田市の現状っていうのはそういった福祉的ルート、社会福祉 施設が充実しているという環境にある中での労働ということになろうと 思います。これ福祉労働。一般労働ということで民間のふつうの企業、 ふつうっていうか民間企業の雇用っていうのはなかなか伸びていないの が実態ではないかというふうに思います。実は、これ安芸高田市障がい 者プラン、平成22年3月に策定をしておられます。これ基本計画です。 この中にも法定雇用率の達成企業数っていうのが、平成20年度のデータ しか載っておりませんけれども、52.5%とこういうことになっておりま して、ここらについてもそれから2年、3年を経過しておりますけれども、 そこらの達成というのはなかなかいっていないのではないかというふう に思いますが、そこらはどういうふうな状況になっておりますか。お伺

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

○武岡福祉保健部長

福祉保健部長 武岡隆文君。

いいたします。

議員御指摘のように、20年度の措置につきましては、先ほど市長のほ うも答弁をさせていただきましたが、23年度、昨年11月に公表させてい ただいております広島労働局のほうが公表しております昨年の6月1日現 在の状況でございます。これにつきましては、この統計調査が従業者56 人以上の本社を対象といたしております。従いまして、安芸高田市にそ の本社じゃなしに事業所がございましても本社が他の市町にある場合に は本社のほうで統合的に合算をして報告をされるということで、本市の 状況について精緻な数値は持ち合わせておりませんが、先般、ハローワ ーク安芸高田のほうに紹介をいたしましたところ、前回の平成20年度の 数値とほぼ変わらないというふうに聞いております。また、これ安芸高 田市のみの数値につきましては、また精査ができた段階でまた御報告を いただくように聞いておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍 戸 議 員

なかなか企業のほうもニーズに沿ったような労働条件が合うということもいろいろ課題もあろうと思います。100%達成というのはなかなか困難なことではないかというふうにも私も思います。しかし、これ法定雇用率といってやはり国が決めておる法律の中の基準でありますので、これを達成できるような努力義務というのは当然あるわけでございます。そこで私が思うのは、これをどのようにして100%に近づけるかということをあと問いたいと思うんですけれども、その前に市役所として障がい者のある人の雇用率というのをまず聞いてみたいと思います。これもやはり障がい者プランの中のページに、これは22年3月のデータでありますが、法定雇用率、市役所における障害のある人の雇用率は年々上昇していますが、法定雇用率の2.1%には到達していないため計画的雇用に努めていますとこういうふうになっていますが、その後、どういう状況になっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤 井 議 長

答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長

御質問にお答えいたします。議員御指摘のように、障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、地方自治体に課せられた法定雇用率は2.1%となっております。これは、安芸高田市の総職員数から見ますと9名以上の雇用を確保する必要があり、ここ2年間では平成23年度で同9名、また平成24年度で同12名の雇用を確保いたしております。このことから、国が定めております法定雇用率は達成をしている状況でございます。

なお、今後におきましても法の趣旨にかんがみ、地方自治体として率 先して法定雇用率を堅持する必要があると認識をいたしております。以 上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

〇宍 戸 議 員

今22年3月以降、雇用率は達成しているというふうに聞いて安堵しております。またこれが、法定雇用率っていうのが法律改正でパーセントが上がっていくんですね。2.3%にもなろうかというふうに話も聞いておりますので、行政としてもその雇用をしていくための努力が今後も欠かせないというふうに思いますので、その点については特に行政として近い認識をしておいていただければとこういうふうに思います。そのことによって、民間企業に対する雇用率っていうものをしっかりPRしていくということにもなります。市役所における障害のある人の雇用率が下がっておるという状況の中では、とても民間企業に対する指導体制っていうのはできないと思いますので、その点についても十分認識していくほうがいいというふうにも思います。

次に、現在の市としての就労支援策というのが具体的に何かあれば、 あればっていうかあると思いますが、そこらの点について御答弁をお願 いいたします。 ○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

〇浜 田 市 長 ただいまの質問にお答えします。市としての具体的な就労支援策についての御質問でございます

事業者としての立場では、先ほどお答えをしましたように、直接雇用の確保に努めておりますと同時に、安芸高田市障害者自立支援協議会との連携により、市内の障がい者福祉施設に通所しておられる障がい者の方と、とりわけ知的障害や精神障害のある方を中心に、市役所での一日就労体験を受け入れております。

具体的には、毎年秋口に各施設から希望者を集約し、数名の方が市役所の各部局の仕事の一部、例えば封筒の封入やあて先の貼付などの作業に従事してもらい、体験を通して就労に繋げる活動の支援をしておるところでございます。この取り組みは平成22年度、23年度と継続をしており、これまで11名の方が体験をしておられます。なお、本年も実施することとしております。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍 戸 議 員 障害のある方の雇用っていうのはなかなか企業にとっても難しい面も あろうかというふうに思います。しかし、行政としても先ほど封筒の封 をする作業というのもありますが、これからも新たな雇用就労のあり方 というものについて行政としていろいろ検討する必要があろうと思いますが、そうした就労機会の創出に向けた新たな具体的な取り組みというのもこれからいろいろ議論していく必要があろうと思います。その点についても市、行政としての取り組みの一環として考えていただきたい、こういうふうに思います。

それから、次に就労の場の確保には企業等の理解と協力が欠かせない というふうに思いますが、行政としてその対応はどのようにされておら れますか、お聞きいたします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 障がいのある人の雇用確保にかかる企業等の理解と協力についての御 質問でございます。

議員御指摘のように、障害のある人の雇用には企業の理解と協力が欠かせないものであります。現在、障害者自立支援協議会では市内10人以上の従業員がおられる企業約120社を対象に、障がい者雇用の拡大への取り組みとして、アンケート調査を実施する予定であります。企業にとって「過去の雇用で困ったこと」、「何が不安なのか」、「どのような支援体制を整えれば障がい者雇用に不安がなくなるのか」などといった調査を行い、今後の障がい者雇用の支援体制の整備に向けた協議を行ってまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍 戸 議 員

就労の場の確保ということで、実は各事業所、ひとは作業所さんとか、 先ほど市長も申されました清風会さんとか貴船さんとかたんぽぽさんとか、いろいろ福祉労働っていうのはそこで働いておられるんですけれども、そこから一般就労へ向けて、やはり出て行くという一つの自立支援っていうのが一番これから大きな課題になってくるだろうとこういうふうに思っているわけですけれども、そういうことを考えたときには、やはり積極的な行政としての支援体制っていうものが必要なんじゃないかとこういうふうに思うわけです。企業等の理解と協力を得るためには、積極的な取り組みを具体的にしていくというのがこれから大きな課題だというふうに私は感じておるわけです。そこで、今後の新たな取り組みという項目で質問させていただいておりますが、私がちょっと施設の方、市民の方からお聞きしたことについてお話して、これから安芸高田市はどういうふうな取り組みをしたらいいかということを提案させていただきたいと思います。市長がどのようにお考えか、あとでお伺いしたいと思います。

実は、各施設、この間甲田町で大土山田楽がありました。そのところ にひとは作業所さんと貴船さんがいろんな物品を施設でつくったものを 障害のある方たちがつくったものを販売しておられました。そこに私も ちょうど行ったわけですけれども、そこの職員さん、正規の職員さんと お話をする機会があったわけです。この障がい者プランをつくるにあた っての、こう見ますと、自立支援協議会というのを立ち上げられてつく られております。その中にその職員の皆さんもかかわってつくられてお ります。このプランを見ますと、相当シビアに考えられたプランになっ ていると私も思います。なかなかこのプラン、よくできているなという ふうに思います。その職員さんも一生懸命考えてやりましたということ も言っておられました。そういうことでその職員さんも安芸高田市の行 政はこの障がい者の雇用と言いますか、障がい者の福祉に関しては積極 的に取り組んでいただいているというふうに感謝をしているというふう にも聞きました。特に職員さんの対応は相当いいというふうに聞きまし た。これも安芸高田市においては障がい者の福祉施設が何軒かあるとい う状況の中での市の職員さんの対応というのが鍛えられていっているの かなというような思いもいたしますが、その職員さんはそういうふうに 言っておられました。これからも行政としての取り組みに大いに期待し たいというふうにも思いますし、自分たちもそういった障害のある人た ちの就労支援、福祉、そういうものに最大限の努力をしたいというふう にも言っておられました。

そういうことから特に私が申し上げたいのは、そこでその人たちの希望ということになりますが、実は、これは県の事業なんですけれども、障がい者の就業生活支援センターというのが広島県で7カ所あります。 その1カ所が横川にありますけれども、この中に安芸高田市もエリアの

中に入っております。しかし、これは広島市を抱えておるし、大きな市、 町を抱えております関係で、この就業支援センターの機能が十分果たす ことができない実態にあるというふうにも聞きました。ちょっとインタ ーネット等で調べてみますと、なかなかこの支援センターっていうのは いろんな作業分野がありまして大変だなというふうな思いがいたします。 これは県の事業ですから、我々行政としてもこの県の事業の充実、強化 を強く訴えるということは大事だろうと思いますけれども、県は県とし てなかなか難しい状況もあると思います。そこで、県の事業の充実、強 化を求めると同時に安芸高田市でこの県がやっておる事業とまでは行か ないにしても、近いだけの支援センター的なものが設立できないものだ ろうかという皆さんの希望でございました。このことについては当然、 財源も要りますし、職員配置ということになりますと相当困難な面もあ るかと思いますけれども、私は先ほど申しましたように、安芸高田市内 においては清風会なりいろんな事業所、ひとは作業所とかたんぽぽとか 貴船さんとかいろいろ取り組みをしておられる団体がありますので、安 芸高田市は特に他の市とは比べずに独自の施策というのが打って出たほ うがいいのではないかというふうにも感じましたので、その点について 市長の御意見、考えをお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

独自の支援センター設立ということでございます。一般的な取り組み といたしましては、安芸高田市で実施をしております就労体験とか就労 体験マニュアルを作成いたしまして市内の事業所に配布いたし、就労体 験の場を広げていくとともにハローワーク安芸高田の協力を得ながら障 がい者雇用の受け入れ制度や在宅就業、支援制度等の障がい者雇用に関 する公的制度の周知も図り一人でも多くの障がい者が安定した就労がつ ながるように努めてまいりたいという回答を申し上げようと思ったんで すけど、ちょっと違う独自の支援センターということでございます。こ のことをやっぱり安芸高田市で必要かどうかとか、いるんならどのぐら いの規模をということで検討させてもらいたいと思います。ここでやる とかやらんとか言うんじゃなしに、これは全体として費用対効果がある のかどうかということも踏まえながら、また検証させてもらいたいと思 います。この問題は国の問題であり、またこのうちのこまい山間のまち が挑戦していくのにはどのぐらいのハンディがあるのかということも踏 まえて考えていきたいと思います。国のほうも、きょうの朝日新聞によ ると知的障害の支援を強化するという記事が載ってましたけど、こうい う方向なので、そういうような支援と踏まえながら総合的に今の議員の 提案を含めまして考えていきたいと思います。ここでつくる約束はちょ っと避けさせてもらいたいと思いますが、検討するということだけは約 束したいと思いますので、どうかよろしく。アンケート調査を実施する と言ってたんですけど、これ非常にいいんですよね。やっぱり独自の皆 さんの困っていること、してもらいたいことを踏まえて次の展開にいき たいと思いますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 宍戸邦夫君。

○宍 戸 議 員

先ほど申しましたが、安芸高田市の行政としての対応っていうのが障害を持っておられる方たちの支援をしておられる方から見れば、いい対応をしていただいておるというふうに聞くわけです。確かに、障がい者支援に関する相談員の設置をされておられますし、十分とは言えないにしても他の市から見ると、安芸高田市は進んでいるような私の友達関係から聞いてもそういうふうに聞きます。ですから、その点についてはありがたいというふうにも思いますが、私は今申し上げた中でちょっと不足しておりました。

実は、この福祉労働から、福祉施設から一般就労へ、民間企業へ就職 したと。それで一たん福祉施設から消えるわけですね。向こうでは一般 企業で雇用契約を結んで就業していくと。そしてそのときは、上司の人 もよく知ってるし、そしてそこの働く現場の職員さんもよくしてくださ るということでその人も安心してそこへ勤めるということになるんです けど、長い時間がたちますと上司もかわられる、人間関係も配置がえ等 でかわられる、退職される、そういうような環境変化によってそこで就 業ができないという人がおられる。せっかく一般就労しても続かないと いうのがそこに原因もあるというふうに聞きます。そしてその人はどう するかっていうと、家庭に閉じこもってしまってせっかく勤めたのにと、 こういうことになるわけです。施設の人の職員さんの話を聞けば、その 企業も元おった施設へ相談に来られるそうです。相談を受けることは確 かにいいことで、それについてはいろいろと対策は考えるんですけれど も、一たん就労の場が切れておりますので、なかなか法的な対応ってい うのができないし十分な対応ができないと。職員さんも今現在が手いっ ぱいなのでなかなか難しいと。企業は企業でそういう人の雇用をしてお るという関係で、それを放置はできませんので悩んでおるとこういうふ うな声も聞きます。ですから、そういうことを考えたときには、ちょう ど行政が、安芸高田市の場合はいろんな手厚くやっている部分もあるん ですけれども、その部分がちょっと欠けておるといいますか、薄いんで すね。そこのために国が支援、充実、強化すると。県もしようというこ とになりますが、その間の間だけでもできるだけのそういう支援体制っ ていうのを充実していくというのが大事なんではないかと。これは市長 が提唱しておられます市民総ヘルパー構想にも十分に適合しております し、それから市民協働のまちづくりにもぴったり合うというふうに思い ます。なかなか困難な部分もあろうかと思いますが、ここは例えば、せ っかく支援協議会、自立支援協議会というのがありますし、そこらとよ くよく協議されて、市長さんの積極的な、前向きな取り組みでぜひ早く 対応できればというふうに思います。

それから、これ市長さんおわかりになるかどうかわかりませんが、今は先ほど言いました雇用に関する法律で努力義務になっているんですよ、これはね。努力する。しかし多分、自立支援法が改正された中にあっては、なんかまた別な強制的な義務としてどうしてもやらないかんというのがちょっとあるように聞いたんですけれども、私ちょっとそこらが余り詳しくありませんが、もし御存じだったらどういう市としてどうしてもやらないけんという法的根拠を持った義務が課せられているのか、いくのか、ちょっとそこらがわかれば教えていただきたいと思います。

○藤井議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長

議員御指摘のように、就労支援の段階から一般企業等へ就職をされる と。しかしながら、その職場で十分適応ができないということでそこを また辞められるといったようなことがございます。こういったことにつ きましては、先ほど議員が申されましたように、障がい者の就業、それ から支援センター、こちらのほうも職員を派遣をしてその職場の中でそ ういった障がい者の方に側面的な支援をしていくと。適当な適切なアド バイス等もしていくと、そういった制度もございます。また、そこに雇 用しておられます事業主、事業主の方も逆にその障がい者の対応につい てもまた悩まれることもございます。そういった状況の中で、この制度 としてはジョブコーチ制度、職場適応援助制度というものがございまし て、こういった障がい者が就労先において職場の習慣あるいは人間関係 に適応できるように援助を行うという事業でございます。これにつきま しては、当然のことながら事業主に対しても助言、あるいは職場環境の 改善等も提案をして、それに基づいて職場定着を図っていく制度でござ います。これにつきましては、先ほどありましたように、安芸高田市に つきましては広島県域でございますので、広島市、安芸高田市ほか6町 の広範囲なエリアを抱えておる中に安芸高田市が所管になっております ので、特に広島市が非常に大きい人口規模でございますので、そういっ た障がい者のジョブコーチ制度につきましても十分な対応ができていな い、体制も含めてあると思います。そういったことにつきましては、以 前からそういった課題が出ておりまして、一時サテライト的に芸北地域 をエリアにカバーできるサテライトの新先端もという構想も出ましたが、 現在のところ、喫緊にこれが解決できるというふうには思ってございま せん。しかしながら、私どものほうもこの支援センターが充実、強化で きるように職員の体制も含めて充実、強化できるように県のほうにも働 きをしてまいりたいと思っております。

それと、先ほど障がい者の自立支援法の関係もございましたが、先に この障害者自立支援法が改正をされまして、特に相談、支援の充実、強 化ということが求められておりまして、これは努力規定ではございます が、総合的な相談支援センターの設置が求められるということです。そ れと合わせて障がい者の虐待防止を、これがこの10月から施行されます。 この中では虐待防止の相談センターを必置ということで義務づけられております。従いまして、先ほど申し上げましたような虐待あるいは就労を含めた総合的な相談支援センターの設置については虐待防止のほうの関係も含めて義務づけがございますので、今後そういった相談、支援機能の充実が図れるような取り組みを検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 宍戸邦夫君。

○宍 戸 議 員 市長が申されましたように、障がい者の中にも、身体障害、知的障害、精神障害、また発達障害、いろんな障害を持っておられる方がたくさんおられるんですけれども、しかし数から言ったらほんと少数になります。その少数になるということになるとなかなか大きな声でその施設の人たちもこうしてください、ああしてくださいっていうのがなかなか言いにくいと、こういう状況にあるというふうにも聞きます。しかし、先ほど申しましたように、職員さんの対応は本当に感謝しているというふうにはっきり申されておりましたので、私も安心しておるんですけど、それを期待を裏切らないような努力をやっぱり市長さんしていく必要があると。人輝く・安芸高田ということで、これは言葉だけじゃなくてどなたも、少人数であっても、どなたでもそうして地域に貢献したい、地域で働きたい、地域で生活したいという希望がありますので、その点をしっかり認識していただいて、市長さんの積極的、前向きな検討をお約束いただければとこういうふうに思います。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 今後の新たな取り組みについての約束でございますけど、先ほど調査 するとか申しましたけど、大切な課題でございますので慎重に前向きに 考えていきたいということでございます。

先ほどは職員についてお褒めのお言葉をいただいてありがとうございました。職員もやる気を起こしてしっかりとまた奮起してくれると思いますのでありがとうございます。

それでもう一つちょっと申しおくれたんですけど、身障者の方々をちゃんと支援していくんですけど、身障者の方々もやっぱり自分のできることとか、こういうことをしっかり我々も見てあげないけんし本人も自覚せないけんと思います。ただ単に何かしてあげるんじゃなしに、私はこれができるんやとか、我々も企業者の方が市役所に来られたら、この人はコピーしかできんよとかじゃなしに、ちゃんとこういうことができるということを企画、運用もできるよというような挑戦もしてもらいたいと。こういう啓発が今まで安芸高田市には足らないんで、かけていきたいと思います。ただ今、この支援センターでございますけど、広島のまねをせんでいいわけであって、例えばですよ。うち神楽の振興をやってるわけでございますけど、神楽衣装とか何とかいうのを身障者の方が

つくってやろうといったら費用対策になるので、こういう挑戦もしていきたいという意味で先ほど検討させてくれと言ったんですけど、前向きに大事なことから検討していきたいと思います。貴重な御提言ありがとうございました。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 宍戸邦夫君。

いろいろ質問をさせていただきましたけれども、安芸高田市のきめ細かな施策展開がこれからもできるように、さらに充実するように期待いたしまして、私の質問を終わります。

○藤 井 議 長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。 この際、1時まで休憩といたします。

午後 1時00分 再開 ~~~~~~~~

○藤 井 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

17番 今村義照君。

○今 村 議 員 それでは、17番、あきの会所属の今村でございます。先の通告に基づきまして大枠2点、質問をいたします。

現在の混迷する政局において、今我が国の今後のあり方、すなわち国 民の将来への年金の問題、医療、高齢者福祉政策、財政的危機に直面し た消費税問題を含め次世代への子どもの問題であるとか、あるいはエネ ルギー問題の諸課題が、現在国の方向が決められずに解決されず方向性 が見えない状況にございます。

一方、国や地方の公務員に目を向けてみますと、平成19年の国家公務員法の一部改正、平成21年4月からの制度施行や県内では23年度から目標管理制度に基づいた人事評価の取り組みが始まっております。現在、地方公務員法の人事評価制度にかかる審議でも現在はとまったままになっておりますが、恐らく現況から見ますと今秋までには公布され2年以内には施行されるというふうに思われております。

御承知のように、この法の改正での骨子は、国家公務員と同様に地方 公務員も任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするため職員がそ の職務執行に発揮した能力及びあげた実績を把握した上で行われる勤務 成績の評価というふうに位置づけられるものとなっております。もとよ り地方公務員法では、爾来第40条で勤務成績の評定ということで、任命 権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の 結果に応じた措置を講じなければならないというふうに規定をいたしております。また同条第2項では、人事委員会はその勤務評定に関する計画の立案、その他勤務成績の評定に際し必要な事項について任命権者に勧告することができるというふうにうたっております。これまでこの項目が長らく団体との関係において、その他事情を含めて放置されてきたままになって、当たらず触らずのこととして目をつぶってしておりましたが、やっと日の目を見ようとしているんではないかということでございます。今回の望まれる公務員像、求められる公務員像、公務員として自分が望む職員像、この観点から一般質問をしたいと思うわけでございます。これにつけて人事評価制度についてと人事について市長の見解を伺うものでございます。

まず最初に、人事評価制度についてお伺いいたします。これまで3年間にわたって、幹部職員を中心として人事評価システムの構築に向けて試行されてきたこの制度についてお伺いいたします。1点目に、制度試行における成果と今後に向けた目的、それとその活用についての御所見をお伺いいたします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの今村議員の御質問にお答えをいたします。人事評価制度について、試行における成果と今後に向けた目的とその活用の御質問でございます。

人事評価制度につきましては、御案内のように国家公務員においては 国家公務員法の改正を受け、平成21年10月から本格導入がされています。 国においても導入にあたっては、平成18年から試行を繰り返してきたと いう経緯もあり、いわゆる「人が人を評価する」という難しさが制度に 内包されていると感じております。

国の動向を踏まえ、本市におきましても平成21年度から管理職を対象に試行導入していることは、既に御承知いただいておるところでございます。試行導入にあたっては、同じ時期に各部局の主要事業の進捗管理を幹部会議で行い、相互で情報を共有すると同時に、各部の仕事目標を設定し市民に公表する取り組みも始めております。

このことから、試行導入における最大の成果は、各部の仕事目標や主要事業の進捗管理と職員が人事評価で設定する目標項目とが連携、連動することにより、目標がしっかりと定まり、部あるいは課全体で取り組むという姿勢が伺えるようになってきたことでございます。そうした意味で、人材育成型として取り組みをスタートさせたことにより、職員の意識も随分変化してきたように感じております。

なお、今後の目的と活用についての御質問でございますが、本年度、一般職にも導入することとしておりますので、管理職で積み重ねた実績を生かし、一般職にもしっかり定着できるよう、また全体が納得できる制度の構築をまずは目指してまいりたいと考えておりますので、どうか

よろしく御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今 村 議 員 これまで管理職にわたっては主要事業及び自分の部、課における仕事 目標、このことはこれまで政策マトリックスの中で体系的にやってきた ものをさらに今度は政策の検証を含めてその進捗状況を確かめるという ことで私も大いに意義があったというふうに思うわけでございます。 その中で今後一般職にそのことが向けられるわけでございますが、と

その中で今後一般職にそのことが向けられるわけでございますが、とりわけ目指す職員像ですね。それへの取り組みについてどういうふうにお考えなのか、そこの点をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの質問にお答えをいたします。一般職員に目指す職員像ということです。あらゆる少子高齢化、課題が大きいわけでございますけど、そういう市民の皆さん方の負託にこたえるべき対応できる職員ということでございます。そういうことをはじめといたしまして、今まで私を含めて市の中で気をつけないけんかったことは各部の仕事の理解とかよその仕事を理解しながら、やっぱり市民への広報活動もしていく中で仕事の位置づけとか大切さをしっかり理解して市民の負託にしっかり応えていくという職員像を目指しておるところでございます。この評価自体が、あなた点数が何ぼだからという最終評価になってきますけど、そういうことになる前にやっぱりこの評価の基準とか手法が職員自体に納得した状況の中でないとこういうことも進めていかれないので、将来像といいますと、職員の行政施策に対して市民の負託に十分応えられるべく職員になっていただきたいという思いでございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 今村義照君。

○今 村 議 員 先般来、その一般職員に向けて説明が行われてきたように聞いておりますが、今いみじくも市長のほうから納得される形でこのことを理解してもらいたいという思いがございましたが、その説明の中で職員の納得されるこの制度についてどういう感触をお持ちなのか、そこについてはいかがでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 この問題は非常に人事評価制度の一番難しい問題でございまして、職員がいかに納得できる仕組みをつくっていくかということだと思います。そのためにはやっぱり試行錯語を繰り返しながら十分検証した上での実施でないと職員に混乱を与えるんじゃないかと思っています。この次の最終目標につながりますけど、そこに持って行くにはしっかりとした検証のもと各自治体における長所、欠点等を把握しながら安芸高田市として一番ベターなものにつなげていきたいとかように思っております。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 今村義照君。

○今 村 議 員 現実には確かに人が人を評価するということでございますので、その 点は双方とも大変気になるところっていうのは十分わかるわけです。一 方、職員の間では本当に自分にふさわしい職場環境であり人事配置なの かということを絶えず頭にあるでしょうし、適材適所の人事配置として お互いが認識できればいいんですが、必ずしもそうでない現況もあろう かと思います。人事についてはまた後ほど触れますが、この制度上、や はり今人が人をはかるということで当面は目指す職員像の高揚に向けた 形でのこの制度のあり方というのが出発点ではありますが、やはり最終 的には、めり張りのある給与処遇の実現ということが職員にとってはや はり大きく気になる制度の根幹だろうというふうに思うわけでございます。この点についてのお考えはいかがでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

〇浜 田 市 長 人事評価制度の最終目標についての御質問でございます。

先ほどもお答えをいたしましたように、国家公務員においては既に本格導入がされ、昇任や昇給、昇格、勤勉手当などへ反映させる取り組みが行われております。いわゆる人事管理の基礎として位置づけようとしておられます。

人事評価のねらいは、国、地方を通じた公務員制度改革が進む中、公正かつ客観的な人事評価を人事管理の基礎とすることにより、いわゆる年功序列にとらわれない、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図ろうとする点にあります。このように言葉では簡単に言えますが、「人が人を評価する」中で、公正かつ客観的な評価を担保することは大変難しいことであり、このことはこれまでの管理職の試行をみてもよく理解ができます。

ポイントは評価する側の訓練と研さんにあることを、総務省が設置している「地方公共団体における人事評価の活用等に関する研究会」においても指摘がなされているところでございます。繰り返しになりますが、本市においては本年度から一般職に試行導入したところでございますが、まずはしっかりとした制度の構築を目指し、当面は人材の育成に主眼を置いた制度として活用してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 今村義照君。

○今 村 議 員 ちょっと一気に2番目の同制度の最終目標についていま御答弁をいただいたわけですが、それに至るにはまだやはり少し整理する必要があるんだろうと思いまして、先ほどの適正な人事配置、あるいは将来へのめり張りのある給与処遇への実現とこういったことがやはり必要があるんではないでしょうかということでお聞きしたんですが、今おっしゃった

答弁は先日資料を、この人事評価制度の構築にかかる試行マニュアルという資料をいただきました。その中にもしっかりと書いてあるわけです。この中で先ほどの最終目標については少し当初の人材の育成っていうのを頭に置きながら、将来についてはやはりその行き着くところは国家公務員法の改正によって地方公務員法もその評価結果を任用及び給与に反映せざるを得ないということになるであろうということをこのマニュアルでも示唆されております。

例えば、そのために試行を重ねて本来ならそこに行くのがこの制度の 目的であろうというふうに思いますが、そこに至るにはやはり過程とし て今回一般職員に対するその構築についてもう少し論議をしてみたいと いうふうに思うわけです。確かに公務員の仕事を一般企業のように定量 ではかること、非常に難しい問題でございます。そして極めて施策によ っては定性的な形状的なことが多うございますので、そのことを評価す るというのが大変難しい問題ではございますが。一方、このやはり主た る制度の運用については、これまで私も再三再四、行政評価システムな りあるいは目標管理について述べてまいりましたが、そのことがやはり 根底に大きくかかわっているんだろうというふうに思うわけです。これ にも一般職員の仕事の目標管理、これに対してどういうふうにお互いが 評価し合うかというのが中心になってるわけですね。このことは大きく 言えば、執行部の考える政策から、それから一般職に至る、いわゆる事 務事業の評価でみずからの仕事目標をそこに見つけていく、それを評価 するもの、評価されるもので共有し合うという考え方になってるわけで すね。これまで若干その行政評価の中で私がわからないのは、残念なが ら内部評価なり一部の中で市民とともに目に見える形での市政運営のた めには、その評価をやはり共有し合う、このことが欠けてるんだろうと いうふうに思うわけでございます。それを受けて改めて同制度の最終目 標についてお聞きいたしますが、そのことについての方向性については いかがでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

この問題は合併前から各市町も抱えた問題であって、これを定性的にちゃんととらえたということ、今までかつてない今の挑戦だと思います。そのためには、我々評価する側もしっかりとした納得いく物差しが必要だし、評価される側も職員の自己の主張とか自分のことをしっかりやらないけんと思います。自己の主張というのがしっかりないと、この人は何にむいてるのか、今の仕事いやなのかどうかわかりません、これは。しっかりとした職員も自己主張ができるような、意見の言えるような職員になってもらいたいと思います。こういうお互いの連携の中でこういう評価がいいんであって、我々も一生懸命人事というのは公平に適材適所やってますけど、まだ至らない面があるかもわかりませんけど、それはもっともっと情報を共有しながらしていかないけんと思ってます。

我々も気をつけますけど、職員と一体となってこの成果の構築に向けて はこれからも努力していきたいとかように思っております

また内部評価が不満ということでございますけど、内部評価も職員のしっかりした希望とかこういうものがしっかりなされてないとそういうことが出てくるんでありますけど、ちゃんとものが言える職員を構築しながら我々も評価に対して外に、皆さんに納得いける評価基準を示していきたいとかように思いますので、御理解をしていただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今 村 議 員 まさに望まれるのは、職員が自己主張できる、私はこの仕事に関してこういうふうにやるべきだ。あるいは市民のためにこういうふうにあるべきだと、それが目指す職員像であろうというふうに思うわけです。そのためにはそれができる環境づくりが執行部なり必要だろうというふうに思うわけでございます。この制度も地方公務員法の改正に向けて、任用と給与に反映させる制度ということが私は最終的な方向だろうと思うんですが、それがお互いに評価する側、される側で納得し合える仕組みということが必要だろうというふうに思いますが、その方向性でよろしいんでしょうか。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 国家公務員法にしても公務員法における最終的な目標は、やはり給与とか昇給にもちゃんと反映していくということでございますけど、先ほど申しましたように、我々が人の評価をするわけでございますから、双方納得いくようなシステムの構築が大事だと。そのためにはやっぱり試行錯誤を少し繰り返していかないけんと思ってます。公務員といえども民間と同じように効率を求めて成績のいい人にはいい給料を与えてということが最終の目的だと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今 村 議 員 納得できる形でお互いがその制度が望ましいというのは当然の理でございまして、そのためにはやはり先ほど申しましたけれども、まず内部だけの評価じゃなしに、そのことを外部のほうからの意見も聞いてみる、市民の意見も聞いてみるということがより納得できる形に早くなりやすいんではなかろうかというふうに思うわけです。その点については、また後日改めてやりますが。

次に、大枠2番目の人事についてお聞きをいたします。まず1番に、人事については現在の行政経営の観点から御定義のもととなる人件費の削減が求められ、かつ合併後、組織化へのスリム化が求められるようになり、そのことによってより有効な人材活用によって組織の効率化が必要になってきているわけでございます。そのために、安芸高田市も頑張っ

てるわけでございますが。

人事ということになると、やはり根本は組織を活性化し、職員の持てる力を最大限にあてさせると。そのことによって行政経営の効率化を促し、市民の福祉向上に向けた活動をすることが最大の目的だろうというふうに考えますが、今の人事についてその現状をどのように分析され、また今まで人事についていろいろやられてきたわけですが、それについてのその理念についてお伺いいたします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの、人事について、現状の分析と理念に係る御質問でございます。

議員御指摘のとおり、地方自治体においての人事は、一つの政策であり、組織の活性化はもちろんのこと、時には組織の存亡にかかわる極めて重要な事項であることは、私も過去の経験を踏まえ、また現在も組織の一員としてよく理解をしているところであります。このことは、私のみならず皆さん共通の認識であろうかと思っております。

次に、人事に係る現状分析と理念についてのお尋ねでございますが、 団塊世代の大量退職と早期退職が続く中、一方では地域主権改革や権限 移譲による業務量の増加が現実のものとなっております。このような状 況下であっても、限られた人材を有効に活用する原点は、適材適所であ ると常日ごろから考え実行しているところでございます。あえて理念と 言われれば、限られた人材と人員を有効に活用する原点、適材適所と思 っております。また、そのためには職員をよく知ることも重要で、コミ ュニケーションを取ることに心がけると同時に、幹部会議などを通じて 相互に情報共有することに努めているところでございます。どうか、 御理解を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今 村 議 員 まさにこれから限られた職員の中で人材活用と適材適所、そのことが 理念であり、今後そのことを追及していくということが必要であろうか というふうに思うわけでございます。

そういう観点の中で、これまで22年度と23年度において早期退職者が非常に目立つわけですね。現実には、22年度は定年退職が8名おられる中で早期退職者が13名おられます。そのうち9名は管理職ということでございます。23年度においては、定年退職者が7名、早期退職者が11名、そのうち管理職は8名とこういったような現状にあるわけです。そこで、早期退職者が多いというふうに私は思うわけですが、その理由についてはどういうふうにお考えか、いかがでしょう。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 早期退職者につきましては、毎年度その理由などをヒアリングしてお

るところでございます。大まかにまとめております結果によりますと、いわゆる家庭の介護の都合、あるいは自分がやりたい仕事をもう一度やってみたいと、こういうようなことから早期退職をするという希望が多いことを把握いたしております。以上でございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今のあれでは、理由はよくわからんけれども家庭の事情なり、あるいは自分のしたい仕事のためという形での御認識のようですが、やはり優秀な人材を1年でも2年でも置いてしっかり元気に働いてもらうというのはやっぱりまず条件だろうというふうに思うわけです。定年退職は別として。その辺について慰留をされたことがおありなのかどうか、そこら辺についてはいかがですか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 まず、職員構成につきましては、毎年度定員適正計画に基づく現状を 御報告させていただいておるところでございます。いわゆる本市の特徴 といたしましては、団塊世代の職員が非常に多いということで、定年前 の職員がたくさんおるということが一つの構造的な問題でございます。 このことが将来的に10年、20年、30年先の組織、これの活力に大きく影響するということから、早期退職勧奨を募っておるということも一つの 現状でございます。そのようなことから、定年退職が多く早期退職が出 ておると。慰留ということもございますが、能力は活用していただきた いという気持ちはございますが、そのような事情のもとに早期退職を願

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

ます。

今村義照君。

○今 村 議 員 今の構造上の問題でというのは非常に理解できますし、早期勧奨もせ ざるを得ない状況もあったことも事実でございます。

それでは、次に移ります。やはり人事における中で昇進に対する基準、このことはやっぱり大きな自分を評価する上で課題でございます。この昇進に対する基準があれば、その基準は何であるのか、お答えをお願いいたします。

われた方は承認をしておるというのが実態でございます。以上でござい

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 人事における昇進の基準についての御質問でございます。

議員御質問の趣旨は、係長級以上への任用についてのお尋ねであろうかと思います。基本的には「職員任用規則」及び「昇格、昇給等の基準に関する規則」に基づき運用をしておりますが、とりわけ係長級以上への任用につきましては、任用規則により勤務成績またはその他の能力の実証に基づき行うこととされており、これを一つのよりどころにしてい

るところが現状でございます。

任用にあたっては現在、人事評価制度を活用しておりませんので、具体的にお示しできる客観的な基準はございませんが、ふだんの勤務状態の中から先ほど申し上げました勤務成績または能力の有無などを総合的に判断し上司及び人事担当部課、副市長、教育長の意見を聞きながら、時には本人に直接ヒアリングを行う中で任用をしております。

いずれにいたしましても、適材適所が基本になるところでございますので御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今 村 議 員 確かに、係長級以上の昇進ということでお聞きしたわけですが、今のこれから行われようとしている人事評価制度とこのことが昇進に対する今後基準になり得るのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 そういう人事評価制度は、そういうものに準用していくということは 確かでございますけど、そればかりではなく、やっぱり人間としての評価にあらわれない分野もございますので、それらを基本としながらも総合的な評価につながると、評価をしていきたいとかように思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 今村義照君。

○今 村 議 員 まさにそのとおりだろうというふうに思うわけです。やはり人間は総合的に評価して、その人ができるだけ公平に公正に評価されるという仕組みを早く構築するべく双方でこのことに推進を重ねてほしいというふうに思います。

次に移ります。やはり何と言っても、職員のやる気度が一番重要だろうというふうに思うわけです。人間、不平不満は職場の中でいろいろございます。しかしながら、与えられた職場の中で不満があるということは非常につらいことでもあり、しんどい思いの職員も現実にはいらっしゃるだろうというふうに思うわけでございます。しかしながら、プラス思考でやはり自分のこの仕事におけるやる気度をうんと高め、その目標を持ってやりたいというのが公務員の求められる望まれる公務員像だろうというふうに思うわけです。そのために、職員のやる気度を高揚するためには何が必要であるというふうにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 職員のやる気度の高揚には何が必要かという御質問でございます。御 質問の内容から、答弁のほうも若干抽象的になろうかと思いますが、お 許しをいただきたいと思います。

私は市長として、年頭や年度初め、人事異動の発令など、節目となる

時期に職員に対し訓示を行っております。その際必ず話をしておりますのは、「よい仕事」をするためには「健康な体」と「健康な心」が必要です。皆さん、自分の健康には十分注意し、仕事に励んでくださいと申し上げております。このことは「やる気度」の前に絶対必要なことであると考えております。私自身も肝に銘じてまいりたいと思っております。

次に目標を持つことが必要だと思っております。私はさまざまな事務事業を起こす前に、必ず部長を含め課長、係長、担当職員にも、私なりに到達する事業の姿やイメージをしっかり理解してもらえるよう、繰り返し話をするよう努めております。目標とする姿が見えないことには「やる気」も起きないと思っております。そうした意味では、現在、取り組んでおります人事評価制度では、職員一人一人が具体的な目標設定をいたしますので、このことを通してますます「やる気度」の高揚につながるものと期待をしておるところであります。次に、叱咤激励と同じ数だけ、その成果と努力を認め評価することが大事であると考えます。

いずれにしましても、行政の仕事の中には表面にはなかなか成果があらわれないものや、地道な努力を必要とする仕事もたくさんございますので、そうした面も見逃さないように評価していかなくてはならないと感じております。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今 村 議 員 まさに基本的には健康でそれぞれが目標を持つこと、これは大切なことだろうというふうに思うわけです。さらに抽象的な形で表現すると、やはり人というものは自己存在の認識、このことに尽きるんだろうというふうに思うわけです。公務員たる者、やはり社会貢献であり、組織貢献であり、そして組織の中でその自己の目標、これを共有化すること。その自己の目標と組織目標が一致すれば、双方とも非常にやる気度も増

その自己の目標と組織目標が一致すれば、双方とも非常にやる気度も増し経営効率も上がるだろうというふうに思うわけでございます。そのために、現在のこれから行われる人事評価制度においてそのことを念頭に置きながら、このことを職員ともどもさらに進めてもらいたいという要望をして、この項目は終わります。

次に、やはりこれまで人事をいろんな形でおやりになってきました。 その中で考えられてきました課題、あるいは今度このことがどうも気に なるんだというようなことがあれば、お伺いしたいと思います。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 人事における、市長としての課題についての御質問でございます。

人事における課題といたしましては、これまで質疑の中で何点かお答えをしてきておりますが、議員御指摘のように、「組織の活性化」や「任用の基準」、「職員のやる気度の高揚」などもその一つと考えます。そうした意味では当面、人事評価制度の構築に力を入れてまいりたいと考えております。

また、団塊世代の大量退職や早期退職者への対応、管理職の育成と女性の登用、また、水道事業の包括民営化など専門分野に係る業務委託の推進や保育所の民営化なども、広い意味では人事行政の課題としてとらえられるものと考えております。

いずれにいたしましても、職員の定員適正化計画を踏まえながら、将 来のあるべき姿をしっかりと見据えた上で、安芸高田市の人事行政を進 めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今 村 議 員

私、これまでの人事のあり方を見て、少し気になる点があるのは、余りにも煩雑に配置があり過ぎるんではないか。短い単位での配置があり過ぎるんではないかというのも感じております。そのことがやはり専門職の能力を必要とされる人が業務によってはあるわけですね。そこら辺の今後やはりそれが専門職が定着することについて、あるいはその育成面において若干気になるんですが、そこら辺についてのことと、そしてやはり人事における一貫した人事管理のあり方、そしてなり方、こういう体制がやっぱりいるんだろうというふうに思うわけです。今の中でその担当のほうは総務部であり総務課であり、あるいはその上の副市長なり教育長さんが主体になってやっておられると思いますが、やはり一般職ということになりますと、そのことが常に人事管理の面でいつでも見ておられる状況、あるいは一環した中での人事のあり方、そこら辺の体制が必要だというふうに思いますが、そこら辺についてはいかがお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

議員の御指摘わかるんですけど、我々としては一貫した人事をやって るつもりでございますので、もし欠点があれば御指摘をいただいたらま た直していきたいと思います、

また、基本的にはこういう小さな市町ですね、人口5万人以下とか3万人以下という市町は、私は基本的には資格要件を要する専門的な技術屋さんは、雇用は難しいと思ってます。そういう雇用についてはわかってるところ、県とかコンサルタントとか専門家にゆだねることがベターだと思います。そういう人を配置しても今度は人事の硬直を起こして、安芸高田市なんかでは前年までは税務課おった人が次は今度は企画課行ったり、今度は建設課に行ったりと非常に職員には気の毒なことになってますので、職員の一般職としてのやる気を起こされる配置にしてみたいと思います。そうかと言って、資格要件が薄いような電気屋さんとか建築士とかという分についてはもう他にゆだねたほうが小さいまちはベターだと思っています。こういうような基本的な方針で思ってますので、私の思いと議員の評価は違うかもわかりませんけど、今度ともそういう面は気をつけて人事に当たっていきたいと思いますので、御理解を賜り

たいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 今村義照君。

○今 村 議 員 今の資格要件であるとか専門的なことについては、私もそのように考えております。部門によってはやはりある程度の経験なり、それから例えば、公営企業会計の制度あるいは会計に仕組みあたりについては、一長一短でできるようなことが難しい状況にありますね。そういったようなことについてはやはりそこら辺は適正な形での人員配置あるいは人材育成と、意味を考えてやるべきだろうというふうに思います。答弁はよろしゅうございますが、今後、人事評価制度の構築に向けて、それこそ執行部あるいは一般職が健全に人材の活用が生かされる仕組みというものを構築していただきたいということを望んでこの質問を終わります。

○藤 井 議 長 以上で今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 前川正昭君。

〇前 川 議 員 11番、絆の前川正昭です。市長に通告しております質問を2問いたします。

最初の1問目ですが、合併特例債を平成16年から平成23年度までに使用された金額と今後残された平成24年、25年度使用見込金額をお伺いいたします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの前川議員の御質問にお答えをいたします。

合併特例債の平成23年度までの借入金額と今後の見込みについてでご ざいますが、御承知のとおり合併特例債は、新市建設計画に掲げた事業 に充当可能な有利な起債でございます。

本市における借入限度額は、215億3,500万円であります。このうち平成23年度末までの借入総額は、130億円でございます。主な事業といたしましては地域振興基金創設、第2庁舎及び総合文化保健福祉施設整備事業、特別養護老人ホーム「かがやき」の整備事業、し尿処理施設「清流園」整備事業、統合給食センター整備事業、学校耐震化大規模改修事業、幹線道路網整備事業などでございます。

また、今後の計画につきましては、光ネットワーク整備事業、葬斎場整備事業、向原生涯学習センター整備事業、向原こばと園整備事業、幹線道路網整備事業などで、現時点では約56億円見込んでおります。

平成25年度末におきましては、新市建設計画に掲げました大規模事業のうち合併特例債充当可能なものはおおむね終了いたす予定でございますので御理解を賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 合併して10年間の合併特例債を使われましたが、平成26年度より交付

金が減少されます。それに当たり、財政運営の考え方をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

特例債につきましては、今後安芸高田市が今やっとかなければいけない事業について特例債を使わせてもらってます。決してやらないものをやるというんじゃなしに、皆さんの御理解を得ながら、一応こういう整備をさせてもらっています。

それから、一昨年から第2次行財政改革というのをやってます。26年度の今の特例債が減ってくることを踏まえて。その中では先ほどお話してますように、事業の民間活力の活用とかこういうものを踏まえた上の整理もしております。本来の行財政改革も含めながらそういうものをプラスしてさらなる第2次行政改革で精度を上げております。それから、今後23年度以降、職員の削減計画も行ってます。今現在、大体100名以上を合併後少なくしてますけど、今後さらに80人とか90人規模でまた縮小していきたいと思っております。この職員が今後特例債を消えていくときの、交付税がなくなっても耐えられる財政構成になるものと確信をしております。

また大きく言えば、例えば、行政経費の防災費とか福祉の低減のために自主防災組織とか市民総ヘルパーによる皆さん方の協力によってコストの削減も図っていきたいとこういうようなことで26年度以降乗り切っていけるという確信を持っておるところでございます。御理解を賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前川議員 次に、2問目に入ります。

東日本大震災被災地への義援米についてお伺いします。市長は、被災地に対しいち早く学校まるごと受け入れを呼びかけられました。また福島応援神楽公演を計画され義援米を送るようにされましたが、今後、減反田や耕作放棄地に米を作付され、今後義援米として送られればと思うのですが、考えはありますか。お伺いします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの前川議員の御質問にお答えいたします。

東日本大震災への支援につきましては、これまでもいろいろと取り組んでまいりましたが、先般、福島県相馬市及びいわき市を訪問いたし、今月23日、24日で両市における福島応援神楽公演の実施の運びとなっております。これは、国の官公庁のほうからも強く要請を受けたところでございます。これに合わせ、相馬市へ義援米を届けるべく、議会議員の皆様方、職員の皆様方、また神楽協議会の皆様方に御協力を願っているところでございます。

お尋ねの耕作放棄地あるいは減反田での義援米作付でございますが、 議員も御承知のとおり、全国的に米の需要が減少する中、米については、 需要に見合った生産を進めてきており、全国の生産数量目標については、 毎年の需給見通しを基本に、需給動向等を踏まえて設定されております。

平成24年度におきましては、全国で793万トンの目標が設定され、安芸高田市へは広島県を通して1万2,409トンの数量配分がございました。市における配分は、農業再生協議会において決定されておりますが、昨年度の取り組み実績では、配分数量のぎりぎりのところで生産調整を達成しているのが現況でございます。

一方、耕作放棄地は増加傾向にあり、2010年の農林業センサスでは、210~クタールで20年前の約1.3倍の面積となっております。農地の保全、また有効利用の観点からも耕作放棄地や不作付地の解消対策は大きな課題と認識をしておるところでございます。

現在の制度で、米の作付をして転作の扱いになる措置といたしましては、加工用米、新規需要米及び海外援助米の制度がございますが、いずれも一般の主食用米として流通する米とは別に、またその用途が主食用米に影響を及ぼさない範囲で取り扱われております。こうしたことから、耕作放棄地等で義援米を作付するということにつきましては、現時点では少し難しいと判断いたしますので、被災地への支援については、他の方法で行ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

前川正昭君。

○前 川 議 員 今の答弁では、もう公有米が余ってるからできないということだと思います。それに加えてやはり日本国というのは土地が荒れて、そのようになっとるのにどうして、政府も減反政策をずっと続けながら、また、自給率も達しておらんのに米もつくっちゃいけん、何もつくっちゃいけん。やはり農家の人は土地を守るために一生懸命ですよ。それを守るためにはどのようにすればいいか、それもまた市のほうがいろいろ考えていただき、その義援米というのは、流れから見ると義援米というのはつくっても法律にかかわるかどうか、そこらは疑問ですよ。そこらもうちょっと考えていただき、それは被災地に持っていくんですからね。それをまただめじゃだめじゃ言うたら何もできんですよ。そこらもう少し考えていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 思いは私も前川議員と同感でございまして、荒れてる土地に何で植えられんのかと。現行は減反政策とか政府の施策の展開の中で一応こういうこと作付もやっております。こういうことを実施するにはやっぱり国とかの御理解を賜りながらいかなければならないと思います。そういう国の制度に違反してやったらええじゃないかということもございますが、

この市町の判断とすれば少し大きな課題になると思います。今後の農業 政策にも影響すると思います。議員の御指摘のこともございますので、 東京等へ行く機会もございますので、そういうときにはこういうような 荒れた土地をちゃんと利用させてくれよということもしっかり訴えてい きたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。趣旨はよくわか りますので、御理解してください。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 前川正昭君。

○前 川 議 員 法律に従ってやられるということですが、これもやはり啓蒙して、や はり国に要望していっていただきたいと思います。以上で私の質問を終 わります。

○藤 井 議 長 以上で前川正昭君の質問を終わります。 ここで、14時25分まで休憩といたします。

○藤 井 議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 続いて通告がありますので、発言を許します。 15番 金行哲昭君。

○金 行 議 員 政友会の金行です。通告どおり大枠2点、質問させていただきます。 まずはじめに、生活保護制度についてですが、今昨今テレビ、新聞、 また芸能人等の不正ではないですが、生活保護金のことでテレビ等がよ く扱っております。またきょうの中国新聞でも2面でしたか、生活保護 について記載されておりました。

> そこで生活保護制度とは憲法第25条「基本理念に基づく国民の健康で 文化的な最低限度の生活を保障することで自立を助長することを目的と する」と書いてございます。まことに私もそれが当たり前だと思います が、その中で我が市、21年度、22年度の世帯数、受給者数はどのぐらい いらっしゃるのか。また、決定審査はどのような方法でされているのか、 お聞きします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

〇浜 田 市 長 ただいまの金行議員の生活保護制度についての御質問にお答えいたします。

まず、安芸高田市における平成21年度、22年度の生活保護の世帯数、 受給者数でございますが、各年度末現在でみますと、平成21年度が205 世帯339人、平成22年度が211世帯341人となっております。ちょうどこ の時期はリーマンショックの影響もあり、世帯数、受給者数とも大きく 増加いたしましたが、その後も昨今のような景気低迷が続く中で、世帯 数、受給者数とも、ほぼ横ばいの状況で推移しておるのが現況でござい ます。

次に、生活保護の決定審査の方法についてでございますが、生活保護の相談を受けた段階から、その方に「保護のしおり」等を用いて、制度の仕組みを十分に説明し、困窮に至った経緯や現状の生活実態、世帯の状況等について聴取をいたします。さらに、家庭訪問等による生活状況を把握するための実地調査を実施するとともに、扶養義務者による扶養の可否、仕送り等援助も含みますけど、その可否。預貯金・保険・不動産等の資産の把握、病気の場合はその病状や就労能力の可能性、年金等の社会保険給付や就労収入の状況などを調査した上で、当面の生活費として活用できる手段がないかどうかを確認しております。

生活保護の申請を受け付けますと、本人の同意に基づき、金融機関や保険会社等の関係機関への照会調査を実施し、あらゆるものを活用しても、なお最低生活費の需要が満たされない場合は、最終的に保護を開始することになります。調査内容等の審査につきましては、担当ケースワーカーが作成をいたしましたケース記録を査察指導員並びに担当課長が審査を行ったうえ、最終的に福祉事務所長が決裁を行い保護開始が決定される仕組みとなっております。

いずれにいたしましても、これら一連の生活保護に関する事務処理に つきましては、法令や実施要領に従って適正に実施しておりますので、 御理解を賜るようお願いいたします。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 適正にやっておられるということは答弁には別に要りません。適正に やるのが当たり前でありますので、そのことは私は安芸高田市について は全然懸念を抱いておりません。ですが、この生活保護には、生活扶助 いろいろ住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助いろいろ ございますが、一番ポイントの多いのは生活扶助、医療扶助だと私は認 識しておるんですが、それはそのパーセントどのくらいか、市長がわからなかったら担当部長のほうでお聞かせください。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 扶助の状況ということでございまして、本市に限らず扶助の中で大変 大きなウエートを占めているのが医療扶助でございます。本市の23年度 の扶助額4億5,600万円余りございますが、このうちの58%、2億6,300万 円余りが医療扶助ということになってございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 金行哲昭君。

○金 行 議 員 全国的にも新聞等でも医療扶助が多いからということでいろいろ問題があって、いろいろレセプトの点検とか医療機関のというのはこれはやっていかないけんということですが、そのことをまずされたことがあるのか。それと、この生活保護は私の認識では3分の2ほど国家補助金だと

認識しておるんですが、その2点をお聞きします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長

まずレセプト点検でございますが、これにつきましては、市の国民健康保険等でレセプト点検員を配置しておりますが、ここによって点検をいたしております。特に、医療の内容につきましても精査をさせていただいております。

それと扶助費にかかる国あるいは市の負担の割合でございますが、国のほうが全体の扶助費の4分の3、残る4分の1を市または県ということでございます。基本的に安芸高田市に居住をされてる方につきましての扶助については4分の1相当は市が負担をすると。例えば、居住をされていない、ホームレス等ですね。これが安芸高田市においでいただいて扶助に至ったといった場合はその4分の1につきましては、県が負担をするとこういうふうになってございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 国の施策で国のほうで決めてくるんだから従わなきゃいけない部分もあるが、決定審査にしては各担当で厳しくやっておられるのであれですが、この生活保護受給者に対しても病的なものとか体の不自由とかいうのがございますが、年齢的には働きたくても働く場所がないということもなきにしもあらずだと思うんですが、我が市ではそういう傾向、そういうのは部長把握されておるでしょうか。お聞きします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長

基本的に被保護者の世帯につきましては、高齢世帯が大半を占めてございます。御承知のように、今般の経済情勢は非常に厳しいということで、特に非正規労働者等が職場で仕事を失うといったようなことの中で働く能力はございますが職につけないと、そういった状況の中で保護に至るといったケースもございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 私は一番そこへ懸念を置くんですよ。働きたいが働く場所がないとかいう雇用の問題。それ相当は地元にございますハローワーク等々の接点を持っていかないけないと思います。

それで2番目の質問ですが、生活保護受給者の就労支援ですね。そこ らはどのようにされているか、お聞きします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 生活保護受給者の就労支援についての御質問でございます。

安芸高田市では特に、働きによる収入の減少・喪失を生活保護開始の 理由とする方がふえてきている中で、就労による保護からの脱却を目指 す取り組みは非常に大切であり、市としても対象者の状況に応じた就労 支援を粘り強く行っておるところでございます。

就労能力のある方に対しては、ハローワークの求人情報を提供するとともに、必要に応じてハローワークへの同行訪問も行っております。また、本人に就労意欲があり、就労するにあたっての阻害要因が無いにもかかわらず、就労に結びついていない方に対しては、ハローワークと連携の上で、約6カ月間にわたり個別に作成した就労支援プランに沿った取り組みにより就労に結びつける「福祉から就労」支援事業を活用する等、就労に向けての支援を行っているところでございます。また、なかなか就労に結びつかず、就労意欲をなくしている方に対しては、訪問調査時の面談等において、継続して意欲喚起を促しているところでございます。

御承知のように景気の低迷により、雇用情勢は極めて厳しい状況にございますが、これからもハローワークと連携いたし、協力を得ながら、 粘り強く自立に向けた支援を続けてまいりたいと考えておりますので、 御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 まさしく働こうにも職がないというところで体が元気であっても職がない。だが最低の今私が25条で言ったように、国民の健康で文化的な最低の生活のということでございますので、そこらはハローワーク等々も一体になってやっていかないけんのがまさにそうです。

1点この部分ですが、21年度と22年度の保護人数はおっしゃってくださいましたが、途中で就職があったからやめたとかいうことがあろうと思いますが、その数というのは出ておりますか。市長が恐らくわからんと思いますので、部長お答えください。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 先ほど市長のほうも答弁を申し上げましたが、ハローワーク等と連携を取りましてそういった被保護者世帯の就労に結びつけるという取り組みも喫緊の課題ということで取り組んでございます。

22年度の例をみますと、そういった取り組みの中で8件の働きによる 収入の増加あるいは取得によってを理由に保護を廃止したことになって ございます。23年度につきましては、それにより5件の廃止につながっ ておるというふうに把握しております。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 金行哲昭君。

○金 行 議 員 そこらをどんどんしていただいて、人員のこともございますが、やっぱり働く場所がない人へのハローワークであった、一遍許可したらずっと10年も20年も保護をもらうようじゃ、ほんまもらわないけん人がもらうのはいいんですが、言葉にするとあれですが横着をしてですね、そう

いうもんでずるずるいっちゃいけんとやっていかないけんと思うんです。 そこをぴしゃっとしてもらったらいいということで、次の2問目の質問 にいきます。

まさしく光ネットについてですが、この光ネットは市長が施政方針でもうたっておられます教育、福祉、若者定住、いろいろな面でこの光を全市に広げて福祉の面、教育の面、若者また企業誘致等々でやっておられますが、この光ネットは、昨日も議員の間ではちょっと説明ございましたが、市民の方がまだまだどういうもんじゃろうか、あれが入ったらどうなんじゃろうかということで期待と不安感を持っておられるんですよ。そのことで今から周知をされていくというのを十分聞いていますが、どういう方法で、何か聞くところによると職員が各地域へ説明すると聞いてるので、まずそこの点を市長のお考えをお聞きします。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

光ネットワーク事業についての市民への周知の方法でございますけど、 本来ですと担当課とか担当部が出向いていくことですけど、これからは やっぱりことしの職員の訓示でも言ったんですけど、お互いに何課であ っても情報を共有していこうじゃないかと。税務課であっても光のこと がわかるように、うちの企画振興課であっても税のことがわかるように、 お互いに情報の共有を図る中で市民に説明するという基本方針とともに 職員一丸となって今そういう方向で進めております。そういう意味でこ の光ネットワーク、いい機会でございますので、その説明を職員の方々 が、地域の近い職員の方々が特にその地域の方々に説明していこうじゃ ないかという方向で進んでいきたいと思います。そうすることによって できるだけ多くの方々に周知していけるんじゃないかと思っております。 こういうことをこの光にかかわらず、これから大きな事業についてはこ ういう手法の展開をしていきたいと。私、ほほえみサービスというのを 昔やったことがあるんですけど、今もやってるんですけど、それをもっ ともっと充実させていくというような観点でやってみたいと思います。 結果は多分よくなると思いますけど、このことが先ほど市民にその事業 の情報を共有しながら、市民の方々に理解をしてもらい、また職員の喚 起にもつながるんじゃないかということで、私を含めた職員全員がこの 啓発をすることにしてますので、皆さんも近くの職員が何か集会があっ たらちょっと呼んでもらいたいと思います。以上でございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 金行哲昭君。

○金 行 議 員 まず、職員が各地域に出て説明せよという意気込みは感じてまいります。

この光ネットワークのサービスは充実してますが、中でも一例二例を あげると110番とか119等々、ファクス利用、子機の利用がちょっと難し いと聞いておりますが、その点はどう考えておられるか、そこらの分の 将来へ向けての何かあるか、答弁をください。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 光ネットワークサービスのお太助フォンでの緊急通報やファクスの利 用が必要との御質問でございます。

光ネットワーク整備事業で設置いたします、お太助フォンは、市内の同じお太助フォン同士での通話料が無料となっており大変使いやすくなっておりますが、他の電話機にかける場合は、オプションのIP電話の機能を申し込んでいただく必要がございます。IP電話は、利用者にとって有利な機能を多数持っておりますが、既に総務企画常任委員会で説明いたしました通り、IP電話の欠点といたしまして、議員が御指摘の緊急通報としての110番等へ通報できない、ファクス等の利用ができない等の課題がございます。

市といたしましては、住民の方々にIP電話の有利な点を御利用いただきながら、緊急通報等には、今まで通りの電話機等での活用をお願いしたいと考えております。将来的には、ペーパーレスの時代になると思っておりますが、当面現況ではファクスも必要でございますので、現システムにファクスが使用可能となるよう、これからも努力していきたいと考えております。

今後バージョンアップ等で機能が改善されましたら遅滞なく市民の皆様へお知らせいたしますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 この

この分は、住民はこれをやってもらったら従来どこの会社の方とは言いません、従来の電話機はもう要らないという感覚も持たれる方もいらっしゃるんですよ。今のぶんがついたらもう従来のは、ということをいらっしゃる。そこの部分も説明していかねば、今言う。将来はどうなろうと今現在は110番や119番はすぐかけれませんという。もし何かあったときにいけませんので、そういうことは職員等が地域に行ったときに説明しとかないけんということで、市民の方からいったら従来のは要らないかもうという部分の考えの錯覚というんですか、そこを持っておられますから、そこらは市長からも各担当からも十分指導してもらうようにお願いしておきます。

また、この基本料金の500円ですよね。その根拠というのはいろいろなサービスするから500円っていうのは私は知ってるんですが、その点、500円は中国ブロードバンド会社ですか、そこが集金するのか。いや、かわって市が集金するのか、その点を1点お聞きします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 今回の市のサービスに対する料金、基本料金を含めてでございますが、 これは中国ブロードバンドサービスが料金を徴収するという形で対応を させていただきたいと考えております。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 金行哲昭君。

○金 行 議 員 そこでちょっと今部長のあれですが、部長、NTTの電柱がございますね。あそこの導線、共架するから使用料等々がございますが、それはその中で中国ブロードバンド会社から払ってもらって、そこを支払いするのかというところを1点。

それともう1点、2番目にも書いてるんですが、市内で移転した場合の、 まずそこの代価の支払いの分はどのぐらいはじいておられるのか、そこ 1点を先にお聞きします。

○藤井議長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 現在のところの試算として電柱等の共架料の話だと思いますが、当初の見込みでは中電及びNTTで、全体で約2万本近いものを想定して、全体で今共架料を2,385万円程度をその共架料として毎年払っていく必要があると。そういったもの及びセンター局電気料、いろんなものの使用料等を加味して中国ブロードバンドサービスに使用料、賃借料ということの中で全体の額を料金を受け取ったブロードバンドサービスからうちのほうにはその施設使用料という形の中で全体の使用料を払っていただくという計画でおります。以上です。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 金行哲昭君。

○金 行 議 員 今の部長の答弁では、やっぱり使用料はそういうことでバックしても らうということですね。一番懸念されるのは、例えば、その500円です が、500円でももし滞納者がおられたときには中国ブロードバンドで責 任もって徴収するということで理解していいですか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 御指摘のとおり、管理等、委託を中国ブロードバンドサービスにお願いしますので、そういった料金の徴収、そういったものの業務はその業者のほうでお願いするということでございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 金行哲昭君。

○金 行 議 員 次にいきます。市内での移転の場合が出てきます。番号もかわるのか、また今現在市民の方が使っているブロードバンド等はもうかえていかないけんとは私個人的に認識しとるんですが、それはどんなですか。それは書いたので市長お願いします。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 お太助フォンを設置後の市内での転居について、電話番号と費用についての御質問と、インターネットサービスでのプロバイダーについての、

御質問であります。質問にお答えいたします。

まず転居の場合についてでございますが、市内の同じ町内での転居の場合は、電話番号の変更の必要はございません。また、市内の異なる町への転居の場合は、電話番号を変更する必要がございますが、番号変更に伴う費用は必要ありません。なお、お太助フォンの移設費用につきましては、状況ごとに異なりますので、個別案件ごとに見積を行い、対応を行うこととしておりますので、御了承をお願いいたしたいと思います。次に、インターネットを利用される場合のプロバイダーは、光ネットワークの管理運営会社の中国ブロードバンドサービス社が運営する「あじさいネット」となります。現在使用になられておりますプロバイダーでは、市が整備する光ネットワークのインターネットサービスを受けることができません。これは、光ネットワーク整備事業を整備する上で費用対効果等を考慮して決定しておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 この光というのは初めに言いました、すべて教育、若者定住、企業誘致、重なっております。これを有線の延長じゃ言えば言えるし、それをまた使うことによってかなり市長が言ってる福祉にも使う、教育も使う、当然企業誘致も使う、これが私の40億円までいかんかったんですが、35億円ぐらい使った価値観が今から出てくると思いますが、その点の将来に向けての意気込みと考えをお聞かせください。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 このたびの光ネットワークにつきましては、当面市民の方々にわかりやすい状況ということで有線的な機能はちゃんと満足してますよと。そして、お孫さんの顔が見れるようにテレビ電話も可能ですよと。市内であれば通話料が無料ですよという言い方を、防災的にも一方的な通知とか危機管理の役割をしますよと御説明してもらいますけど、私はこの光ネットというのはこれまで施策展開してきましたけど、都市と中山間地を、今までは非常にどの施策を持っても差があったんですけど、この光だけは差がないと思うので、これから我々中山間地が生きていくためにはこの光を利用した教育、光を利用した医療をしっかりと考えていくことがこの安芸高田市のこれからの存続につながってくるとも過言ではないと思います。こういうことをしっかり挑戦していきたいということで、今回の説明の第2、第3ステップがありますので、皆さんと一緒になってこの活用を考えていきたいと思っています。

先般も総務省でこういう話をしましたら、総務省のほうも全く同感でございました。これ地域の有線放送の代がえというんじゃなしに、将来、中山間地域の多くの手段としてしっかり活用してもらうことが大事なことだということをおっしゃってました。我々もしっかりとこれに挑戦し

ていきたいと思ってます。将来の医療、教育がどの程度、この光によってフォローできるか知りませんけど、一つの手段になることは確かであると思っております。

それから先般、いろんな田中電機工業だとかいろいろ来てますけど、 企業誘致になってますけど、おっしゃるところよく聞いてみたら、光ネットワークはあるのが当然で来たと言うんですね。来てみて初めてない じゃないかとおっしゃってるんでもう常識になっていますので、このこ とを抜きにしてはこれからの企業誘致も不可能だということでございま すので、御理解をしてもらいたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員 この光はまず無線があるところは今、八千代、向原ですね。それから 甲田は有線等々の、無線のところは今500円、まずこれを加入してもら うということを第一目標でやっていただきたいということと、将来に向 けて今市長が言われたことをやっていきたいと希望しまして、私の一般 質問を終わらせていただきます。

○藤 井 議 長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番 石飛慶久君。

○石 飛 議 員 3番、石飛慶久、無所属です。

先の通告通り、タウンセンターにおける商店街の活性化について、 お伺いしたいと思います。

本日、中国新聞では商工会青年部による清掃作業、吉田町の清神社すがすがしく、という見出しで掲載されておりました。また本日の私の一般質問の内容と全くダブるような内容で、今週より「商店街は今」として月曜日より今日が3回目のシリーズものが載っております。本日の「商店街は今」というものの中の小タイトルでは、空き店舗対策。そして締めでは、閉じたシャッターを再び開けるには、まちに新陳代謝を流す仕組みとエネルギーが求められるという内容でした。全くきょうの私の一般質問を応援してくれるかのようにタイミングがいいなと思っております。最後の質問ですので、力いっぱい市長にぶつけていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

魅力ある拠点づくりの推進センターの整備として、商店街の活性化を 推進し、歴史的雰囲気のある界隈型の商店街としての育成を努め、調和 の取れた町並みの形成や都市デザインの導入などを進め、美しく個性豊 かな都市空間の形成を図りますとする総合基本計画についてお伺いいた します。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの石飛議員の御質問にお答えをいたします。

タウンセンターは本市の中心拠点の役割を担い、医療、文化、商業、

行政機能の集積が求められており、その機能充実に向け整備を進めてき たところでございます。また、地域とタウンセンターを結ぶ交通ネット ワークの整備についても、生活交通システム「お太助ワゴン」の運行を 開始し、利便性の向上を図っておるところでございます。

御指摘のありました、タウンセンターの歴史的雰囲気のあるかいわい 性の確保でございますが、本市のタウンセンターの特色の一つとして、 郡山山ろく周辺の市街地に歴史的資源が多くあることがございます。こ の歴史的資源の有効活用によりまして、魅力ある中心市街地の形成を図 ることが重要であると考えております。歴史的資源の説明版や誘導標識 の整理とデザインの統一は、歴史や地域の文化に興味のある観光客を集 客するためには必要、有効な手段であると考えておりますし、回遊性の 確保による地元店舗の利用機会の拡大も図れるものと思っております。

今後のタウンセンターの機能充実に合わせ、検討していきたいと考え ております。また、当地域、毛利元就の中世の史跡がございますけど、 形あるものが非常にないので、ガイド協会等の活用を図っていくのも一 つの手法かと思っております。御理解を賜りますようお願いを申し上げ ます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

本日の答弁の中にも大型事業、合併特例債の件についてほとんど合併 〇石 飛 議 員

特例債の枠を使い切って大型事業も推進できてるかというようなお話だ ったと思います。2005年に総合計画ができて、ことし8年目と。ほぼ安 芸高田市内の地区整備、終了間際になってきた状況の中、このタウンセ ンターの中が実際にどうであったかと。先ほど言われましたように、今 から歴史的資源、郡山城のふもとの歴史的資源を有効に使うことを検討 に入るという段階ということであるともう時間がないと。8年、9年、 2005年ですから2015年までの間、今2012年ですから3年の間どういう形 で地域を、商店街を活性化をするかと考えは現在腹案とかいうのはお持 ちなんでしょうか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

この旧商店街のような地域というのは広島県でもたくさんございまし ○浜 田 市 長

> て、同じ課題を抱えております。いずれもこれといった特効薬はないん でございますけど、先ほど申し上げたのは観光資源の共有、看板とかそ ういう案内を徹底しようじゃないかということを申し上げたんですけど、 今後、例えば区画整理とかこんなことに挑戦する馬力があるかどうかと いうのがあるんですけど、私今一番残念に思うのは、市の後継者が非常 におらんということの中でどういうお話ができるかということなんで、 これからもまだ特例債使っとると言いましたけど、まだ30億円が残って ますので、ここらのところは使えるかどうかわかりませんけど、問題の 課題の抽出には努めてまいりたいと。そのためには行政だけでなく市民

の方々がこういうことをしていただいたらちゃんと我々も活力が出るんだというような協議の場、または施策の展開、こういうお話を議論してもらう場が要ると思いますので、御理解を賜っていただきたいと思っております。現在のところ、そういう抜本的なハード的な対策というのはちょっと考えてませんけど、看板とかそういう案内板は徹底していこうと。それから中世という特色を生かした史跡は形のあるものはないんだけど、語り部によってしっかりとこの郡山を説明していこうというようなことも考えております。

それから、今考えているのは神楽が非常に関西方面、東京方面に好評でございますので、神楽とか宮島とかで来られたお客さんをできるだけこういう毛利とかこういうことにつなげていくという施策の展開も必要なんじゃないかと思っております。総合的にこれも考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。私も吉田町時代からこの問題には挑戦してるんですけど、これといった特効薬はないんですけど、これからも一生懸命考えていきますので、御理解をしてください。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員

市長もいろいろと頭を悩ませていただいていると思います。先ほども 言われましたように、総合計画の中、現状をよく把握するという答弁も あったと思います。今の旧商店街の現状、非常に厳しいと思います。地 域間競争、備北では、三次、庄原という中心市というものがあって、広 島県内に位置する安芸高田市も過疎地です。4万人以上じゃないと定住 自立圏としての位置づけがないと。立派に胸を張って過疎地であると言 える安芸高田市でございます。その中において、本当にこの商業地、商 店街をどのようにするか、全国の課題の中でも非常に頭の痛いことだろ うと思います。ただ、過去の例をみますと、高田郡史を見てましてふと 思ったんですが、昔の商工業者が商工会をつくったときに、これは大正 7年の記録なんですが、市入・えびす講・大売り出しの既住の事業だけ にとどまらず、昭和6年夏には盆踊りの競技大会を開催し成功させて、 今の東広島市ですね、賀茂郡西城町とともに県下の二大盆踊り大会の名 の欲しいままに県下で有名になったというような商店街を形成して、そ して翌7年には模擬花田植共演大会を創始して、花田植降盛の元を築い た。そしてまた戦後に郷土史調査会と協賛して、神楽共演大会をはじめ これまたこんにちの神楽全盛期の糸口をつくるなど郷土の代表的な元の 発掘、隆盛に大きな役割を果たしたと。これがもともと続いてきた商店 街で振興会、商工会というものがあったんですが、今はその力強いパワ ーを持ち合わせておりません。そしてまた、この現状の中、ただ安芸高 田市にはゆめタウンというイズミという一部上場の会社、今のデオデオ、 昔の第一産業、エディオン、これも一部上場の会社、こういった大型店 舗があります。そして、旧商店街には広島銀行、これも一応当初一部上 場の会社です。その中の旧商店街と今の新しくできてます大型店舗のこ

れをつなぐ、リンクさせる、連携させるという施策というものが必要だろうと思います。この現状の中。

そして、先ほど歴史をどのように踏まえていくかという部分が出てくるかと思うんですが、先ほど今から検討ということなんで、本日の商店街の活性化についての第2の質問は全く策定を考えてらっしゃらないという考えの中で私の思いを言わせていただきますが、できればこの今の大型店と商店街の小売店を結ぶ道路名の道路標識をつくって回遊性を持たせてはどうかという提案をさせていただきます。いかがお考えでしょうか。市長のお気持ち、お考えをいただきたいと思います。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

非常に画期的な提案だと思いますけど、私はゆめタウンができるときに商工会とのかかわり旧商店街とがお話をされております。非常にお互いの連携を図った、このことがうまくいかなかったという経過がございます。一部入られましたけど、このことをもう一回振り返って、商工会と今の旧商店街等かお互いにフォローし合うような体系が取れるかどうかと。例えば、いろんな電気製品だったらメンテナンス分野は旧が受け持つとか、そういうようなお話がまた必要だと思います。こういうその馬力が今商店街があるのかどうかということもちょっとあるんですけど、こういうことにはしっかり試みないけんと。この仕組みをしっかりやる中でその連携を取っていくとうまくいくと思いますけど、今の状況何にもない中で、例え道路で結んだといってもなかなかうまくいかんのじゃないかと思う気がするんですけど、その辺はそういうような実態を踏まえながら、一応いろいろと大型店舗との旧商店街とのお話を原点に返ってしながら、お互いに持てる役割をしっかり明確にしながら話していきたいと思ってます。

それから、大型店舗っていうんじゃなしにこの安芸高田市には老人が 非常に多いわけですから、介護とかそういう職とかいろんなことがござ いますので、こういうことの挑戦とか総合的にこの問題は考えていく必 要があるんじゃないかとかように思っております。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員

商業者決して、ゆめタウンができるとき、商業者、出るも地獄、残るも地獄、本当に厳しい決断をされて出店された方、残られた方。そしてもう約20年たって、今の現状です。吉田商業開発株式会社という加盟店がなってますが、その株式会社も今地元の出資者は多分いらっしゃらないんじゃないかという情報を得ております。これはもう昔、この商店街の中にも地元スーパーがあった時代であります。大型スーパーの出店によってどんどん田舎へ出舎へと出店がされて、結局は廃業という形になったスーパーも地元にはいらっしゃいます。電気業界でも一緒です。電気業界といったら電気の小売店でも一緒です。大型店へ出て店をしまわ

れたところもある。酒屋さんも一緒ですよね。結局、大資本にまかれて くる。これやっぱり賢者は歴史に学べと言いますが、昔この吉田町の五 丁目槍分というところに吉田電気株式会社というものがあったそうなん ですね。私知らないんですが、明治44年に設立されて、燃料に木炭を使 って電気をつくるという会社があったと。八千代には根野発電所とか白 木町には関川発電所とかあったそうです。これ結局吉田電気株式会社っ ていうのは、今の中国電力に最終的には吸収合併されてるという形です。 広島銀行、今現在ありますが、これももともと芸備銀行とかいう銀行で あったと。どうしても大資本にまかれていく。今の農業でも大型農家推 進だと言われますが、結局資本を持ってるものが勝っていくという状況 が見えてくる。これは商工業だけではなくて、農業の関係だけでもそう いった形が見えてきてるわけです。ですから、先ほど市長が商業者の努 力が足りないという部分もある、まあ認めざるを得んかもわかりません。 確かに消費者ニーズに合ったことをやって違うことをすればいいし、こ この地域に購買力がなければよそへ出て商売すればいい、購買力がある ところに行って商売すればいい。確かに安芸高田市在住で大きな時計屋 さんは、吉田を出てよそで大きく店を広げてらっしゃる時計屋さんもい らっしゃいます。そういったものじゃなくて地域を愛し、郷土の伝統を 守り発掘し頑張ってきた商店街。そこの中にえびす神社という神社も歴 史的遺物っていいますか、歴史的資源がございます。そこと今の残った 買い回り品の商店街と大型店を結ぶこと、この結ぶっていうのがこれも 歴史的な意味合いがありまして、私が言いたいのは、新町通りには巡礼 堂縄手という、縄手というのは通りなんですが、巡礼堂縄手という名称 がございます。歴史的な名称が。そしてほかには祇園縄手、たて縄手。 交差点には交差がずれた食い違い交差点。これはわざわざ武者が追いか けられても逃げ道を確保するために交差点をずらした交差点。そういっ たものがこの町の中身に歴史的なにおいのする通りがあるということに よって、新しく出店してきた大型店と商店街残っている買い回り品の商 店街を結び、そして商店街の中にある歴史的資源、えびす神社、小嶋雪 ・のお墓、そして高林坊のつり鐘、清住寺の千手観音像、これも千手観 音像なんて郡山城の満願寺にあったと言われているものですから、これ こそ毛利元就以前のものであり郡山、歴史的には深い。郡山城のふもと だけではないよと。まちにもあるんだよというものの通りを道路標識を つくって回遊性することによって、既存の小売店と大型店とを結ぶ回遊 性。そして歴史的勉強もできるんじゃないかなという提案をさせていた だいたつもりでございます。ぜひ、採用していただければと思いますが、 もう一度御意見を。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

〇浜 田 市 長 先ほど私が申しましたのは、商業者さんが頑張っとらんというんじゃなしに、一緒になって考えていくということなんで、御理解をしてもら

いたいと思います。

先ほどの回遊性とか案内標識とかこうしてやっていくことは、尾道でなんかありましたね。そういうこともございますけど、費用対効果というものをしっかりやっていきたいと。当面は現況を回遊できるように、立て札とか万字型の道路がこういうことですよというような案内標識をしっかりとつくってまちを理解してもらいたいと思います。

私、先ほど勘違いしたのは、商業と、例えばイズミさんとかこの万惣さんが、旧商店街との利害関係がうまくひっつくものがあるんじゃろうかという観点から思っただけであって、実際、今の歴史をちゃんと理解してもらうというのであれば、そういう回遊性をすることについては少し前向きに考えていきたいとかように思います。非常に吉田町には、へらほりの池の跡とかいろんなものがございますので、これしっかり理解してもらうことも地域振興には一助になるんじゃないかとかように考えております。貴重な御意見ありがとうございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

〇石 飛 議 員

無理やり市長にねじ伏せたような感じになってしまって申しわけなかったんですが、もっと強く言いたいところもあるんですが、実際県のほうの示されている吉田都市計画区域においても、もうコンパクトな開発はすべきじゃないかとかいうような文言は出ております。本当にもう歯抜け状態、シャッター通り、もう限界集落です。本当に行きついてると思います。これはどこの自治体も一緒、全国的に一緒だということですが、でもやっぱり近場の地域のとの連係プレーも必要ですが、地域間競争をして活性化せないけん。偶然にも大型店はこの吉田地区には集積しております。また、何だかパチンコ屋の跡地には大きな電気屋さんが来るんじゃないだろうかと噂されております。そうしたときには、国道54号線のほうも大渋滞を起こして保育所、幼稚園のほうの通園、小学校の通学通路が危険地帯にならなええがと。工業団地のほうも就業者の方も通園、通学もあると思いますので、そういうところでコンパクトな都市計画の必要性というものも考えていただきたいという思いで1、2を質問させていただきました。

続いて3番の質問に移りたいと思います。行政の直接活動の限界と企業存続努力の限界があるが、安芸高田市の零細企業を大きく育てる工夫が必要と思いますが、どうお考えでしょうか。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨今の長引く不況によりまして、企業の経営環境は厳しい状況下にあると考えております。

市内零細企業への支援につきましては、安芸高田市商工会が実施されておられます経営改善普及事業への助成や、市内事業者による住宅リフ

オーム事業への補助金の創設などを通じまして、事業所の経営環境の改善のための支援をさせていただいておるところでございます。また、産業活動支援センターを通じまして、人材育成のための研修費用の助成や、中小企業診断士による経営指導などの支援を実施しておるところでございます。

今後におきましても、こうした取り組みを通じまして市内零細企業の経営支援の継続を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。 石飛慶久君。

○石 飛 議 員

おっしゃるとおり、商工会の補助金として商業競争力強化事業で23年 度には8万円、産業活動支援センター運営事業としては225万円、産業人 材育成促進助成金事業として72万5,000円、地元産業振興事業として140 万円。平成24年度には、産業活動支援センター運営事業として250万円、 産業人材育成促進助成金事業として75万円、そして観光協会設立費用と して245万円という形で商工会に入っておりますし、商工会のほうとし ては経営支援、そして貸付金のあっせんなどしていただいておると思い ます。そしてまた住宅政策課においては、確かに産業界、住宅産業の建 設業界のほうに対しても手厚く支援していただいてると思います。 それ には深く感謝をしておりますが、実際、生の声でいけばなかなか貸付金 をいただいても返さないけんので厳しいよねと。借りてもなかなか立ち 行かないっていうのが現状かと思います。実際には、本日も予算に関す る問題で公共事業に対するモラル・ハザートという形で、どういった形 で支援していけばいいかというのが民主党の中でも話が出てきてる状況 かと思います。農業の人材育成に対しても、これは事業仕分けでそうじ やないかという時代にも入っておりますが、一つ、過疎地におけるコミ ュニティビジネスという形で実施された事業がありましたので、御紹介 したいと思います。

これは島根県の江津市、人口が2万5,795人で、面積が268.51キロ平米の、これも過疎の市ですけど、ここはコミュニティビジネス創業支援事業という形で基金併用型だそうです。事業内容は、ビジネスのプランのコンテストを開催して、市内外から23件の応募の中から3つをピックアップして、それに対する事業費として470万円つけられたそうです。うち過疎債が230万円、別途積立金が210万円というお金で、優勝したのが耕作放棄地で栽培した野菜を提供する農家レストランの運営。2番が、地元学生などと連携したコミュニティカフェの運営。そして3番が、西洋野菜を活用した惣菜店の運営、栽培方法の復旧指導という形で、こういった新しい事業を創設させて地元を活気づけたという新しい23年度の速報版の事業がありました。できれば、本当になかなか事業の創設っていうても難しいし、新しく起業するいうのも難しいので、これは商工会だけの力ではできない部分があると思います。できる限り行政さんのお

力添え、そういった過疎債の利用ができればそういった適用もさせていただきたい。そして、本当に公共事業に対する予算措置っていうやり方がモラル・ハザードを訴えられてる時代ですが、まだこういったビジネスができればぜひぜひお考えいただきたいと思います。

1番目の商店街の活性化についての質問を以上に終わりまして、2番目の「食と酒 まちおこしの協議会」についての質問をさせていただきます。

平成24年5月29日、企画振興部より報告のあった「食と酒 まちおこ し協議会」について次のことをお伺いします。地酒の酒造メーカーとど のようにかかわっていかれますか。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

まず、先ほどの質問でございますけど、ちょっとお答えしたいことが ございますので。コミュニティビジネスということで応募されたという ことでございますけど、この手法は非常にいいことと思いますので、安 芸高田市もまねをしてもいいんじゃないかと思います。フォトコンテス トとか、そのような安芸高田市以外の人に、または広島県以外の方がそ ういう参画を願うということはまた来てもらえるということにつながり ますので、大切な手法であると思いますので、こういう手法については これからも考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、やるのは構わないけど、本来だったら補助 金があるからやるっていうんじゃなしに、将来的に自立できるものに支 援をしていきたいですよ。ずっと事業がある限り支援してくれっていう いんじゃ困るので、ポンプの迎い水と同じようなことをお互いにそうい うものを見つけていきたいですね。限られた予算でやるわけですから、 国の制度がどうなろうとですけど本人さんらも困るので、事業で国・県 でやったんじゃけえ最後までやれっていうんじゃなしに、こういうよう な費用対効果、持続するものをやっぱりこれからも一緒に選んでいきた いと思っております。商工会の方々もこういうものを探していきたいと 思いますので御理解を。民泊とか何とかを手がけるのも一つの新しい方 法かもわかりませんけど、このようにやっぱり国とか県に補助金をもら うのはいいんだけどいつ消えるかわからんので、我々がちゃんと主体性 を持って自分の事業として長続きする事業として展開をしていきたいと、 こういう気持ちはありますので、どうか御理解をしてもらいたいと思い ます。いいと思いますよ。フォトコンテストかこういうサービスですね。 思い切って商品つけてから、やっぱり地域の方々にそういうアイデアを もらって耕作放棄地とか空き家店舗をうまく活用して定住につながって くればもちろんこしたことないので、ぜひ、興味のある発言をいただき ました。ありがとうございました。

次の質問にお答えします。地酒、酒蔵メーカーとのかかわりという質問でございます。本協議会は、広島市を中心とする広島県と山口県にま

たがる17市町で組織をいたします「広島広域都市圏協議会」の内部組織 として設置されたものでございます。14の市町により構成されておりま す。

本年度の取り組みは、平成25年度以降の具体的な事業展開などを検討することとなっております。議員御指摘の、酒造メーカーとのかかわり方につきましては、構成市町とともに今、研究・協議の真っただ中でございますので、またこういうことがわかりましたら報告をしていきたいと思っております。御理解を賜りたいと思います。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員 私は安芸高田市の地酒の酒造メーカーとかかわっていけると思ってたんですが、17市町の中で地酒というか、お酒というのは限定されるということでよろしいんですか。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 まずこの「食と酒 まちおこし協議会」の設置をもう少し説明させて いただきたいと思います。そういった中で御理解を賜りたいと思います。

今回の「食と酒 まちおこし協議会」というのは、先ほど市長のほうが説明しましたように、広島市を中心とする広域都市圏協議会という17市町の中で構成されておるものでございます。その中の一つの組織として、「食と酒 まちおこし協議会」というのが設置された。その構成市町は、広島市等はじめ14市町で構成をして、この間広島広域都市圏内にある瀬戸内海の海の幸だったり山の幸、また地酒などを各地域で代表される食や酒があり、それらをその魅力を大きく広域的にPRすることを主の目的とし、観光振興、産業振興につながることを今年度検討していこうということで今協議が始まったところでございます。そういった内容ですので、今後その中にあっては、安芸高田市の中にある地酒、またはそういったメーカーさん、どのような我々としてPRの手法があるのか、そういったことはともに検討させていただきたいというものでございます。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員 今からの検討課題ということなんですが、もう今のうち安芸高田市内 で二元代表制ですから執行部と議会とどんぱちやって、もうその協議会 に臨んでいってもいいんじゃないかという気がしますが、そのつもりで 質問させていただきます。

お酒屋さんっていうのが、安芸高田市にはまず何社あるか御存じでしょうか。酒造メーカーです。

○藤 井 議 長 答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 小田忠君。

○小田麒麟翩翩 酒造メーカーでございますけども、向原酒造さんを含め数社あるとい

うことで、実際にその生産をされているというのが数社ということで認識をしております。そのメーカーの名前はあっても、実際にはその生産に結びついていないというのもあるということで、その具体的な数値についてはまだ押さえておりません。

○藤 井 議 長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員

ありがとうございます。今からかかわっていかれるということだと思うんですが、現在2社ですよね。ホームページドットコムでは3社名前が出ておりますが、製造メーカーとしまして。多分、市のほうのプレミアム付商品券加盟店のときには3社まだ名前が。あれは2009年度時点のものが今ホームページで掲載されてますから3社残ってますけど、厳密には2社というところじゃないかと思います。中身も私も精査しておりませんので、どのようなお水を使われてどのようなお米を使われているかは、私もそこまでは踏み込んでは調査しておりません。

今の1番の質問でございますが、今からのかかわり方ということで検 討課題というお答えだったと思いますので、次の質問に移っていきたい と思います。

各社のお酒、ブランドには心のよりどころ、地域の歴史があり文化があり公益性色彩が含まれられていると思います。一起業の商業ブランドと受けとめるのではなく、地域の文化資源ととらえて、官・民一体となってフル活用する必要性があると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○藤 井 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

この広域都市圏は広島市を中心とした都市圏が集まって、柳井から三原までの都市圏が集まっております。ここが集まってお互いに共通することをお互いに共有しながら市の発展に尽くしていこうということでございまして、このたびたまたま酒と神楽をテーマにしていたようです。

酒については広島市長が一応座長を努めてやってますけど、神楽は私が一応座長を務めたことになってますけど、酒については地域の特色をしっかり生かしていかないけんので、地酒地酒っていっても名前ばかりでよそから全然つくっとらんじゃないかとか、かき集めてる地酒とかいうんじゃなしに、地酒特区という言葉がございますけど、地域特有、この安芸高田市でしか飲めんような酒を開発していくとか、こういうことも大事じゃないかと思ってます。どうしても相手は都会、大阪とか東京も相手になってきますので、我々ここに来てもらうほうもそういうようなうちの銘柄は大した味なんだと、材料も違うのでということが言えるような取り組みも必要なんじゃないかと思ってます。このメンバーの中に西条も入っておられますので、喜美福とか千福もございますので、それらと肩を並べてやらないけんので、どういうようにしたらこの安芸高田市の酒が認めてもらえるかというのはしっかり考えていかないけんと

思います。理解してもらいたいと思います。我々もうちの酒かわいいですから、うちの酒はと言うんですけど、飲んでみても全然ちょっと特徴ないじゃないかというのでは困りますので、そういうことも御理解してもらいたい。たまたまこのたび16町が一緒になって、16の市町が例えば、お祭りをやるときには柳井の祭りのときにうちの地酒をふるまってもらうというような取り組みもできるわけですよ。こういうことできるんですけど、よその市町と比べてここはいいと言ってもらわんと次につながらないと思いますので、どうか一緒になって頑張りましょう。

○藤 井 議 長

以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石 飛 議 員

そうですよね。一緒になって頑張っていきたいと思いますので、よろ しくお願いしたいと思います。

私の情報なんですが、法人会っていう公益法人があるんですが、その 広島県の法人会が、法人会青年部の大会を25年度11月ごろ、全国青年の 法人会の集いという形で全国の法人会の青年部、若手経営者が集まる大 会が催されます。そのときのテーマが「百万一心」。サブテーマが「三 矢の訓」。これはもうぴったりどんぴしゃの毛利元就の言葉になってく るのですが、その銘柄を持った酒造メーカーもございます。これをどの ように活用するかということも、売り出すか。また自治体がそこまで支 援できるかどうか。このたびは支援するという形なんでしょうけど、そ の辺も踏まえて、本当にフルに活用できるチャンスじゃないのかな。特 に法人会の青年部、東京都のほうなんかに行きますと、もう企業体でも 全然違いますので、私みたいな法人と言えども一人馬力でやりよる法人 とは違いまして、もう大きな経営者の方、大企業の方もいらっしゃいま すので、もしその方が広島へ来られて、翌日この安芸高田市へ来て、ど っちみち日帰りじゃないでしょうから一泊されることもあるでしょう。 そういう受け入れもしなくちゃいけないこともある。逆に言えば、こち らが積極的に活動して泊まっていただいたり、土産コーナーを準備した りとかいうやり方もあるかもわかりません。そういう形で何かチャンス があるならば有効に利用せないけんのじゃないかということで、また一 つ、これはもう私の思い込みばっかりで実際にどのようにチャンスが生 まれて費用対効果が出るかわかりませんが、でもこれもいいチャンスじ やないかと私の思い込みかもわかりませんが、利用していただきたいと 思います。

それと新町通りのほう、商店街の活性化にまた戻ってしまうのですが、総括としまして一言言わせていただいて、最後とさせていただきたいと思うんですが、新町通りのほうに今現在、食という形で食堂っていいますか、鉄板焼きとかいろんな形で飲食の関係の店ができております。これ新規に出てる店ですので、こういったものの若い出店者に対する支援のつもりでもいいですので、巡礼堂縄手とかいう標識をぜひぜひつくっていただいて、大型店との回遊性を持ってそういった飲食業のほうの手

助けが、行政としての役割として支援していただければと思います。その事業によっては、公共投資のモラル・ハザードとの関係もあるでしょうけど、平等的に公平に事業を推進していただければと思います。

本日、最後の質問となりました。ありがとうございました。

○藤 井 議 長 以上で、石飛慶久君の質問を終わります。

以上をもって本日の日程は終了いたしましたので、散会いたします。 次回は、明日午前10時に再開いたします。

~~~~~~

午後 3時47分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員